

監獄協會雜誌

第貳拾九卷
第九號

明治二十一年五月創刊 每月一回二十日發行

(九月二十日發行)

昭和五年八月二十日發行 每月一回二十日發行

監獄協會雜誌第二十九卷第九號目次

○論	自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず (附)刑餘者に對する刑事政策論(免因保護制度論)(承前) 檢 佛國法學博士 事 原 夫次郎	(一頁)
○講	受刑者中癲癇病者に就て 典獄 印南於菟吉	(一二頁)
○資	心の持方 成蹊實務學校々長 中村 春二	(三三頁)
○譚	余の職業婦救濟意見 醫學博士 片山 國嘉	(三九頁)
○新談舊話	館夏漫錄(承前) 甲 突 生	(四一頁)
○統計	獄裏の感想 婦人犯罪 古い女 夏期閑談 法 聲 散 史	(四九頁)
○寄	大正五年七月中入出監就月末在監人員表外三表 少年受刑者身神狀態調査 小田原分監勤務 監獄醫 藤本慶太郎	(五七頁)
○雜	○讀法窓隨筆 ○關西の兒童教育○感化救濟事業地方講習會○ワイルス氏病 ○時事だより ○前橋便り ○盛岡監獄入佛式の概況 ○新潟縣出獄人保護會近況 ○刑餘者に對する表彰(群馬縣佛教聯合會) ○大分縣保護會講演會 ○興善組合の報告(千葉) ○保護兒童の研究(兵庫土山學園) ○京都府免因保護聯合會の近況 ○監獄協會々報 ○贈與金○尾崎總裁嚴父の訃○圖書の寄贈 ○輔成會々報 ○其後の加盟保護會及支部増設○保護會の移轉及び閉會	(六四頁) (櫻井革聲) (ワイルス氏) (六八頁) (高田生) (七五頁) (八二頁) (八六頁) (八七頁)

監獄協會雜誌第貳拾九卷第九號

論

入論 三三頁 説

自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず

(附) 刑餘者に對する刑事政策論(免因保護制度論)

佛國法學博士 檢 事 原 夫次郎

本會の情勢及び管理に關する本會評議員會理事「ルイ・ダグーリ」氏 (M. Louis Dagoury) の報告演説

諸君 予は今本總會に於て過去一年に亘る本會の情勢及び其管理に就き報告

説

(一)

を爲す可き極めて愉快なる任務を負ふを光榮とする。と同時に予は本會勞役場の創設を誘致したる正義の信念と仁慈を喚起して衷心の快感轉た切なるものあらしむ蓋し諸君も亦此數分時の間本會の過去即ち主として本會の發端を追懷せられて其苦き經驗と辛き煩悶より爾後幾多の獎勵を積んで今日の成效を得しことに想到せば其感興自ら禁ず可からざるものあるを信ず是れ皆一に繋て高尚且つ名譽ある本會の兵糧問題に存せしなり此事に關しては既に前年度の本會總會に於て同僚シバン氏(M. Shen)が演說せし所にして予輩は今茲に再ひ之を繰返す勇氣なしと雖も當時吾人は其能辯の結論に於て乍遺憾賛同を表すること能はざりし且つ何人も本會の設立に關し思考なきの故を以て此設立者に關して說述する所なく唯單に隆盛なる本會勞役場の設備と社會的政策の遂行と充用したる本會の革新とに言及したるに拘らす同演說が當時聽衆者の殆んど全員に依りて拍手喝采の下に演了せられたることを追懷す乍併其何人も本會設立に就て思考なきことの言明は確に不實にして却て反對に何人も本會が仁慈寛裕勇猛の創見と實力に於て堅忍にして形而上の價值ある所の總て人性企畫の繁榮に係ることを想

考せざるなし殊に予は此真相に就て深く察知感動したり而して予は如此長時間に於ける團體的勞役に依る豐饒なる救助の觀念が巴里に於ては之を實現することを得ざりしこと及び夫の「シャルトル」の免囚勞役場創立者たり「ルイ、アンドレ」氏(M. Louis Andre)の如く其途に就き幾多驚愕す可き障礙の到來す可きを意に介せざりしに拘らず終に計畫の齟齬を來し實現を損したることを確信したり

由來予は職責上夫の「シャルトル」及び巴里の免囚勞役保護會に於て果して如何なる奮勵を爲し且つ如何なる成果繁榮を爲したるかを知らんことを欲したり而も予は夫等の保護會が其事業の爲め傳播したる資財の幾何なりしかを何人よりも能く了知し得たり然りと雖も予は今茲に敢て本會が右「アンドレ」氏(M. Andre)と契約したる報償の債務に就き主張せんことを欲する者にあらざるは勿論本會々長「バロ」氏(M. Buloe)に對する報償の債務に就ても亦同様にして同氏等は其債務の免責を爲さざる可ければなり然れども總て集合したる本會の充用力は若し最初より威權を以て獎勵せらるゝことなく且つ「ラ、セイヌ」府會及び巴里市會より補助せらるゝことなくせば本會の向上發展を保障する爲め不十分なりしことを

想起せば予は同氏等に對して感恩の念を禁し得さらしむ何となれば財貨は實に救濟事業の原動力にして本會の如きは主として其發端に於て多大の財貨を要したればなり

嗚呼資財は尙ほ今日、本會に最も急需の要ありて縱令本會勞役場長が充用することを得ずる經濟的、規律的、非凡の才氣を發揮すると雖も現に其事業の遂行上到底不十分たるを感ぜずんばあらず此を以てか吾人の懸念に就き往々當該司法官より秘して告げざるに至る而已ならず尙ほ初期に於て再び本會慈善者の慈善に切なる喚叫を爲さざる可からざることゝ爲るなり

幸ひ本會の願望は「ラ、セイヌ」府會に於て聽許せらるゝ所と爲り昨年十二月二十四日の同會に於て爾後毎年五千法郎（日本貨）宛の本會に對する補助金支出のことを議決して以て其補給を増加したるを觀る而して一面亦漸次本會擴張の機運に進展し殊に他縣にまで本會勞役場の設置を爲すに至り就中「ドヴィニエ」氏（M. Devillie）「デュヴル、アルヌール」氏（M. Duval-Arnould）「パルクリス、ルーセル」氏（M. Felix Roussel）「モリス、カンタン」氏（M. Maurice Quentin）配慮の主幹する所のもの主なるものとす

進莫予輩は本會の被救助者が實に總員の九割八分の比例に於て後再び何等の處分を受くることなく而も此等の被救濟者は何れも世人の想像するが如き品量を減損したる人物にはあらずして唯單に貧窮の怨魔に襲はれ幼時より定業を學ばずして成育したるものたるを證明するに難しと爲さるなり固より本會の平素力を用ゆる所のもの此等被救濟者の隨性的遺物を奪ふに在りて本會自ら此欠缺する定業を修習せしむるか或は他に適應の就職口を求むるかにより本會は眞に有益且つ正實なる救濟事業を遂行せんとするに在り而して此等被救濟者は縱令其心中熱誠ありとするも其就業の初事甚だ拙劣にして其勞役修習と勞役慣習を得せしめつゝ有給勞役者として他の一般職人と同化し得ざるなり何となれば其初期幾週間何等彼等の勞役に因る製作的收益を觀ることなく給與したる工具は徒らに彼等の無器用なる手に依りて有用に供用せらるゝことなく終に彼等は其修習の難關に堪へ得ずして本會附屬勞役場を退去せんにとを計る者續出すればなり

因是觀之本會が被救濟者に保障する利益は全く寛宏慈仁の報償なることを表

示するに餘りあり予輩は今左に序次本會の統計考證を報告して參考に資する所あらんとす(拍手)

本會收容者の收容成績 一千九百十年に於ける被收容者の數八百二十五人に

して内百七十二人は今尙ほ本會に現存す若し夫れ同年間に於ける其脱退者六百四十三人の成行を調査せんが

一、本會制規の勞役場に寄宿することを要す可き六ヶ月の期間滿了前他に適應の就職口を求めし者 百四十五人

二、彼等の親族に引取られたる者 九十人

三、陸海軍に徵募せられたる者 十人

四、前記六ヶ月の期間滿了後本會より貯蓄金の支給を受けて本會を脱退したる者 百八人

故に本會の救助を善用したる者は合計三百五十三人即ち總員の五割五分に相當するものにして是れ全く本會の成果なりとす

此等就職者の多くは既に固定的に普通生活狀態に歸順し且つ爾後彼等勞役の

收益に因りて自ら其生活を持続するに十分なることを知り果して此等の就聽者は自ら思考を回らし本會附屬勞役場に於て手工的勞役に對し器械的勞役を代置して修習したる技術をば之を簡易なる方法に依りて同様の勞役を爲し以て其習得したる技能をして成果あらしむるなり

被收容者に對する本會の給養 一千九百九年までは一日一人の給養費一法二十五仙(日本貨)なりしが本年に至り増額して一法二十八仙(日本貨五厘)と爲したり是れ或る食料品の騰貴に基くが爲めなり

被收容者の獲得する賃銀 本會の被收容者は本會に收容の後其多くは未だ何等の勤勉と技術の巧拙の程度に應じ各自其受く可き賃銀の高低ありて最高四法(日本貨一圓六十錢)にて上るものあり

本會勞役場に於て使用せらるゝ被救濟者の一日の平均利得は前年度に於て一法八十三仙(日本貨七十錢二厘)なりしも昨年度に於て一法七十六仙(日本貨七十錢二厘)に減少したるを觀るも是れ夫の昨年一、二兩月に亘りての洪水の爲め物貨輸送の停滯

に基く休業の爲めなりき

被收容者の貯金 被收容者中平素其現實に接受する貨銀の寡少なるを愁訴する者と雖も其各自か本會を脱退するに際して交付を受くる貯金に對して満足の意を表せざるなし現に昨年度に於ける其貯金の合算額は實に二萬一千六十四法七仙(日本貨八千四百二十)に上り平均一人額九十一法五六仙(日本貨六十二錢四厘)に當ると雖も最も多き者は三百二十七法三十一仙(日本貨百三十四圓)の交付を受けたり恐らくは本會附屬勞役場を措て他に同一時間の勞役を以てして如此經濟を爲し得る勞役者の多くを發見し得ざる可けん(拍手)

前の被救濟者及び其家族と本會との間に於ける文通 本會被救濟者が本會勞役場に寄食するの間其覺醒を催進する所の道德的感化を試行するが爲め常に不十分の感なき能はずと雖も本會は其欠缺を補足せんが爲め勵めて被救濟者をして其脱退の後文通の方法に依り其關係を持続することゝ爲せり固より予輩は彼等大多數者が何れも其意思薄弱にして物に移り易く他に雷同附和し易きが如に之を矯正せんが爲めには彼等をして全く其生活の孤立を想はしめざる

ことの最大必要あるのみならず彼等を救濟せしことを欲するの士が常に彼等を歡待し彼等を善導するの要あるを知る而して此點に關する本會の努力は確かに歡喜感動せしむ可きものあり就中本會の力に依り現に陸海軍に徵募せられたる兵士若くは他の工場に職工たりし者が其休暇の日本會寄宿所に來りて休養せんことを要望し其認許を得て同所に休養するや起臥全く家族的ならざるなし又本會は被救濟者が本會を脱退したる後彼等及び其家族より常に書信を以て彼等の感情を吐露し本會の感化を追懷し其日常の經過を報告し來るに際し能く其生存條件の重大事に關して種々の勸説を垂れ勵めて其感化を繼續し有效ならしむるなり(拍手)

本會の財政狀態に關し本會司計「デ・ムル、バクトン」氏(M. Jules Pacton)の報告演說

諸君 予は今本會規則第七條に則り昨年十二月三十一日に決算したる本會の收入支出計算を報告するの光榮を有するに當り曩に本會評議員の認許を得て本會に二萬法(日本貨八千圓)の寄附行爲を爲したる「ヴェイユ、ビカール」氏(M. Veil Tiard)の厚意

に對して冒頭先づ滿腔の謝辭を呈すると同時に本會勞役場の貸主に對しても亦本會の爲め其體度寛宏にして何等其滿期や賃賃に就き要約する所なきのみならず間斷なく其衷心の慈惠を寄せて本會の目的遂行を援助せらるゝことを感謝して已まざるなり

本會の勞役場を訪問せられたる諸氏にして予等同人が其整理に任じたる以來施用したる諸種の變更事業例へば工場増設の如き工場清潔方法の如き被救済者の衛生法の如き何れも其計算を爲し得らるゝ具眼者は予等同人の苦心を諒とせらるゝのみならず其支出したる多大の費用が何れも必要且つ有益なりしことを了解せらる可きを信じて疑はす然るに往々其改善に關して作爲し若くは既に作爲したる本會の資産にて多少の懸念を抱懷する者ありて其若干の論難者の如きは夫の前年度に於ける予輩同人の要求したる本會補助金の増額請求問題に關し「ラ、セイヌ」縣會の内部に勃發したるを觀る而して其論難の主なるものは即ち勞役階級の利益を保護するが爲め熱心にして且つ慈仁なる精神は常に一般自由なる勞働によりて得可き待遇と平衡競争して本會の勞役者に支給せらる可き賃銀を

定むることを要す可く又夫の年々歳々本會に寄與する補助金の支途の如き餘りに本會動産物の買入費若くは本會建造費の爲めに偏重過度なりと言ふに在り凡そ此等の議論は本會附屬勞場の實況を熟知する者に在りては到底其無差別の評論に委す可きにあらざるを以て予輩は本會司計の職掌内に於て可成簡潔に之れに答申する所あらんとす

第一 本會被救助者に支給する賃銀は不十分なりとの評論に就て

本會勞役場の勞作及び其賃銀に關する難問題に就ては實に本會評議員會の終始専念する所なりき幸ひ吾人は完全なる方法に依りて之れか解決を告げたりとまで斷言し得さるも少くも本會被收容者及び外部勞役者に就き其利益を保護せんが爲め既に最善の慈惠方法を講じたり

本會勞役場は主として勞役慣習を失却したる爲め困窮狀態に沈淪せし男子を歡迎するか故に其救済せらるゝこと甚だ速かなり即ち吾人は彼等に住居と衣食を給して彼等の怠惰にして徒手生活若くは乞丐生活に因りて脱却したる勞役慣習を恢復せしめんか爲め一定の勞役を與ふるを以て固より其勞

役に無經驗、不熟練なる彼等は何等其勞役的稟性なくして漫に高額過重の賃銀を得んことを期して之れか要望を爲すものにあらざるなり此を以てか本會は最初より彼等に過重の賃銀を支給することなく彼等の漸次勞役的趣味を累進するに従ひ其賃銀も亦獎勵的に漸次累進せしむる所以なり故に予輩は「ラ、セイヌ」縣會の本會に對する多大の金員補助に就き茲に深く感謝の意を表すると同時に同縣會は本會評議員會が常に勞役と賃銀に關する本會被救濟者の保護に就き最善の講究と施設を怠らざる可きを信せられんことを希望して已ます

第二

本會の建築費及び不動産購入費の支出が過度なりとの評論に就て現時「チエー」(Thias)に於ける本會不動産の購入は到底本會の獨力以て購入し得可からざりしものにして全く補助金下付の賜物なりとす何となれば若し補助金の下付なかりせば該工場 of 賃借契約を廢止すること能はざる可く又今日の如く其所有權者たる本會の隨意に該工場を整頓し得て諸種の工業を創設し因て以て今日の如く超越したる勞作を實行すること能はされはなり

故に該購入は全く必要且つ有益にして實に已むを得ざるに出てたるものにして其實行勞作も亦全く同一趣旨に出つ此に於てか其効果は忽ちにして年々歳々本會の支拂義務を負ふ可き借賃五千法(日本貨)を減殺するに至りたり又本會の負債は事全く本會工場の建設の爲め及び同場に於ける勞役經濟と衛生改良の爲めにする其内部の設備の爲めに生したるものにして是れ亦何れも有益且つ必要已むを得ざるに出てたる事業たりしなり予輩同人が此事業を企圖せしや決して近年のことにはあらざりしなり現に夫の「ヴェイユ、ビカ」氏(M. Veil-Tierd)の慈惠ありしに拘らす前年度に於ては未だ總ての本會評議員會の決定し且つ豫見したる事業に着手せずして唯單に朽廢したる前記工場の建設及び其他の修繕を爲したるのみ其他同工場附屬の水道及び炊事場等修理の急あるも未だ着手するに至らざるものあるなり(未完)

受刑者中癲癇病者に就て

典獄 印南於菟吉

予が日常接觸せる受刑者中其性情動機の不可解なるもの固より一にして足らずと雖も癲癇性囚人の性格程不可解なる者あらざるなり。或は予の茲に稱して不可解と謂ふ者總へて癲癇性なるや否やすらも醫家たらざる予に探ては疑問とする所にして要するに不可解と稱する性格の一部を以て假に癲癇性なりとの推斷を下し而して多少之が性格の一斑を茲に説述する所ありて以て醫家を始め大方諸君の指教に待つ所あらむと欲するなり。思ふに癲癇と犯罪との關係を最初に提唱したる者はロンブローゾ氏なるべく氏は犯罪者は當然本質的に於て癲癇者たるものにして縱令一般之が病症の診斷的徴候を示さざる者ありと雖も既に犯罪及悖德精神病者の具有せる本質は共に之を等しふする者なりとの確認を與へたるタールドも亦之に裏書してロ氏の説は字句の上には眞實を語る者に非ずとするも其意義たるや深長にして悠遠必ず

しも虚誕として速断すべきに非ざるを附言せり。囚人中特別に不良醜惡なる性情を有する者あり或は何等怒るべき理由刺戟なくして突然發怒する者あり或は又癲癇病者として診定せられざる者の内時に其行動に不良ありて一定せず又は朝夕を計る能はざる變化し易き性情を有する者あり、此等の者に接する毎に予は是れ所謂ロ氏の犯罪性癲癇病共に同質なることを證明するものに非ずやとの想像を逞しふするを常とせり、然れども更に驟て醫學殊に神經系統に精通せる刑事學者の説を聴くに迫んでロ氏の説は尙未だ一般に獨佛英米共に之を確認するに至らず犯罪と癲癇との關係は普遍的に共通するものに非ずして宜く各個の事實に就て之を認むるを要すべく之が爲に相互連絡ありと爲すは全く獨斷に失せるものなることを曉り前記の予が漫りに同質なりとの想像を下したる者は或は單に之を癲癇病者として看做すべきを正當と思料するに至れり、然れども門外漢たる予に採りては個々の事實に就て尙疑なきを得ざる者あり。最も信憑すべき學者の説に依れば犯罪者中癲癇性と認むべき者百分の七内外に在るべきを確言せり。是れ實に廣く材料を蒐集し得べき位地に在り且斯學に

造詣深き學者の調査に係るを以てロ氏の説に對し賛否何れにせよ有力なる徵證たり得べく予は之を信する上に於て何等の踟躕せざる所たり而して之を診定する上に於ても亦相當の要意あるものゝ如く實は今日の醫學程度に在ては此問題を決定するに餘り鮮明を缺くの憾なきに非すと謂ふ、一般に痙攣狀態に襲はれたる者幼時の痙攣は病的に非ず又は小癲癇の徵候ある者或は幼時と雖も非常の痙攣搖擗ある者其後に於て止みたるも矢張癲癇の一種たりと謂ふを總稱し他の感染病の作用に依り痙攣症を起したる者は固より除外して調査せり而して尙又臨床診斷の及ばざる所之を家庭生育關係父祖關係に就て特に精査を遂けたるを以ても其用意の程を察し得べきなり而して其得たる結果僅に百分の七内外と謂ふに至ては之を以て敢て大數とは謂ふ可からざるなり

思ふにロ氏の所謂犯罪性と癲癇病と共通の性情ありと謂ふは氏の立場として當然到達すべき結論なるべしと雖も多くの事實と遠さかれる感あるを憾とせざるを得ず其同質なりと謂ふは精神狀態に於て類似したる點あるを指したる者なるべく固より囚人にして同病に犯されたる者あるが故に従て病症上特別の狀

態あるべしと雖も之を以て一概に一般の犯罪性を指して互に相共通せりと謂ふは多少誇張の點なきに非ざるべきか

予は茲に癲癇病者に對する精神上の特徴に關し専門家の説を掲げ以て吾人日常の執務と相對照せしむる所あらむと欲す 固より之が特徴としては變調者精神病者に接近する所尠なからずと雖も癲癇四人の大多數は之を精神病者と分別して素人眼にも看取するに難からざる者あり勿論癲癇精神病者と稱する難物なきに非ず此方面に對する研究は之を専門家に委ねて普通該病者の心理狀態を描出し以て參考に資せんと欲す

囚人處遇の任に在る吾人に採つて癲癇病者の精神特徴として認むべきもの大略次の三種に歸するを得べし(一)吾人の視察上又は實驗上容易に看取し得べき陰晴常ならざる性情(二)癲癇型と稱すべき著大なる性癖(三)漸次に精神上的の後退を示しつゝある特質、此點は専門家の診斷上重を置く特徴の一とす

癲癇病者の精神狀態は幾分か輕減せられたる形を以て賢人士君子の間にも之を見ることなきに非ず必ずしも之を犯罪者固有の特徴としてのみ見る可からず

と雖も吾人の如き四人に直接する者に在ては單に四人中に存在すべき特質に就て茲に之を列舉したるのみ且又其智能程度より之を見れば超凡者凡人より低能者に至る迄普ねく各階級を通して該病に犯さる

(一) 特質の第一は之が精神作用の變化多きことにして今日或精神能力あるを發見するも明日は之を發見する能はず或數個事項の實驗を爲すに當り更に再び之を繰返すも前同様の成績を得る能はざるが如きこと屢々あり是れ實に癲癇者の心理作用上不思議と思はるゝ程の變化を示すものにして嘗に之のみに止まらず一個の實驗に於ても之を行ふ毎に幾多の異りたる精神作用を示し常に等一を缺けり斯の如き不整不均一の精神作用は臨床診斷上癲癇者の特有と看做さるゝ所にして唯僅に體力消耗疲憊の結果精神上痴鈍と爲りたる場合のみ之と同一の現象を見るのみなりと謂ふ總じて此等の變化は氣分性情の變化より生じたる結果に過ぎず非常に氣變りの多き者は先づ以て本病に犯されたりと看做すべし

(二) 所謂癲癇型と稱すべき心理狀態は非常に感傷的に傾き而も其間感情の上に於ても何等の一致する所なきものを謂ふ例へば非常に發怒し易き性情を有し何

等の原因なく突然憤怒の情を發し不良行爲を爲すことあるの他面に於ては非常に有徳君子的の態度を採り佛名を唱へて合掌し言々句々彌陀他力の本願に縋り偏に攝取不捨の光明に浴せむことを真心希求し切に一片の教誨を聽聞せむことを希ふの至情あり或は最も殘忍なる癲癇兒童にして同時に最も熱心なる宗教篤信家なるが如く毫も其間性情の一致を見る能はざるは實に此病症の特質の一たり大體に於て憤怒若くは不良性質を發露したる時期は即ち是れ該病症の前驅症にして後眞症に移るを例とするも場合に依りては惡感情のみにて終に自己の性情の過てるを反省し眞症に襲はれざることあり總て衝動的性情は一般の性質と爲りて現はるゝを常とするものゝ如し

他の特質としては自我觀念の集中にして不健全なる自愛我利の發達を促成し如何なる場合に於ても自己觀念を失はず他人の權利に就ては何等か些少の缺點落度なきや否やを観察するを怠たらず且又非常に執拗頑固なることあり此等の性情の活動しつゝある際は概して一般に倫理觀念の活動を妨くるものにして癲癇者は道德感念乏しとの俗言は即ち之を意味し精神上の退化及衝動的行動ある

が爲めなり尙之に加ふるに春機發動の時期に際して一層の危険伴ふものにして兩者互に結合して終に癲癇者をして犯人たるに至らしむ而して之が性情の變化は精神の全般を通して影響を及ぼすを以て幼時の際何等の刺戟を與ふるも反應なき痴呆状態なりとて輕々に之を速斷し彼の一世を誤まらしむるが如きことある可からず痴呆變して敏活と爲る場合あるを注意すべし癲癇者は常に以て非社會的行動を招致し得べき多くの特癖を有するのみならず其氣分及衝動的動作に於ても亦犯罪者たり得べき運命を有する者と謂ふべきなり

(三) 特質の第三は精神上の退化にして堪能なる醫家は此現象を捕捉して以て診斷上の要件と爲し此退化の徴候なき者は之を以て眞正の癲癇病者と爲すに幾分の疑を挟む程なり然るに監獄の如き院的生活を營む者に對しては之を觀察するの便宜を有し自ら之に留意すること厚しと雖も市中の醫師に在ては比較的之を等閑に附する者の如し然れども事實は全く多くの場合に於て漸次精神意力を亡失減殺し退化の徴候あるを蔽ふ可からず從て觀念意思の力も鈍麻し倫理上に關する判斷力を缺き道德上の禁制力も亦漸次に之を亡失するに至る。實に癲癇病

者の犯罪者たるは之あるが爲めなり、禁制力を失ふが故に止むなく法律上の違反者たるに至り之あるが爲に獄則の違反者たるに至り數回の懲戒處分を受くるも悟として之が行爲を悛ためんとするの氣色だになき者即ち此病者の特質にしてロ氏の素質を同じふすと謂ふも亦之に基因したるに外ならず

上記の精神状態を具ふる者は固より之を目して癲癇病者と爲すを妨げずと雖も身體の點に於ても亦特異すべき事實あるを注意せざる可からず概して癲癇病者は體力及性慾關係に於て早熟過大の發達を遂ぐる者の如し、囚人を調査研究する者は之に就て幾多の事例を掲げ以て證明する所ありたり予も亦此輩に倣ひ多少の例を挙げんと欲す、精神の特徵變態ある者また同時に身體の變調と相結合茲に犯罪兒と爲りて監獄に出入するに至るを例とす敢て其數多きに非ずと雖も不可解の性情を有する者として認められたる囚人の多くは或は此癲癇病者に非ざるなきを得んや (未完)

講

演

心の持方

成蹊實務學校長 中村 春 二君

唯今谷田先生から大變私は偉さうに御紹介下さりまして、洵に恐入ります、まだ一向青二才で、此方へ参りまして、諸君に有益なお話を致す程の経歴もありませぬし、又自信も有つて居りませぬけれども、成だけ色々な方に御目に掛つて、自分の考へて居る所を申上げる機会を得ますと、又色々御忠告を受けるやうなこともありませうし、さうしますと自分の爲にもなることだと思つて、御招ぎに對しまして御斷り申さずに、今日此處に上つて御話をするこゝになつたのであります。

心の持方といふ題で御話を致したいと思つて居ります、併し纏めて自分の考を申上げると宜うございませぬけれども、今適當な順序方法に依つて御話をするといふやうな準備も出来ませぬものでありますから、唯茶話會といふ會の御名前に連れまして、思付いたことを少しばかり御話して見たいと思つ

て居ります。

心の持方といふやうなことは百も承知して居ります積りでありますけれども、どうもなか／＼思ふやうに参りませぬ、一體私は今の教育が間違つて居るのだらうと思ひます、私も本年四十になります、が、それで居て矢張りどうもなか／＼思ふやうに行きませぬ、始終自分で自分の體を持餘して居る、例へば仕事を致しますのに、今此仕事をしてはいけない、甲の仕事をするよりも、乙の仕事をした方が宜いといふことは百も承知して居りますけれども、サア甲の仕事を止めて、乙の仕事をした方についても出来な、自分の體なら、自分の思ふやうに行きさうなものでありますけれども、どうもいかない、是は今の教育といふものが唯知らせるといふことのみして下さつて、甲の仕事よりも乙の仕事の方が宜いといふことは先生や其他の人からも聞き、自分も知つて居るけれども、偕て宜ければ、それをしたら宜いのであるが、どうも此するといふことに於てうまく行かない、此年になつても困つて居る譯であります、それではもつと年を老つて、六十にも七十にもなつた方はどうかと思つて、氣を付けて見ましても、矢張り私共と同じやうに困り切つて居られる方が多いやうであります、お互にいかぬのなら、いつそ諦めを付けければ宜いのですが、さうもいかない、洵に遺憾千萬であります、是は今の教育が唯知らせるといふばかりで、小さい時分から實地指導を受けないからであると思ひまし

て、遅れ走せながら自分で四五年前からボツ／＼やつて見て居りますが、どうも思ふやうに参りませぬで困ります、此間も一寸用事がありましたから、國の方に参りました、私の國は駿河でありまして國府津へ参りました所が、夫婦らしい若い男と女が乗りました、さうすると、私の隣に居りました三十五六のゼントルマンが頻に其方の噂を始めた、自分の直ぐ側に居るのですから、よく聞える、一體あれは夫婦であらうか、何だらうと頻に心配をして居る、沼津で其若い夫婦みたやうなのが降りてからも、何處へ泊るだらう、牛臥へ泊るのだらうか、靜浦へ泊るのだらうかといふやうなことを云つて、心配をして居る、實は其前に色々な真面目な商業上の話をして居つたのでありますが、其話はそつちのけにして、其夫婦のやうな人の話をして居る、下りて影が消えても、まだ頻に心配をして居る、旅の憂さを晴すのも宜いけれど、解決しなければならぬことを忘れてしまつて、さういふやうなことをして居る、是もよくあることで、落語のやうな話ではありますが、或席で話を聴いて居りますと、隣に居る者が變な目附をして頻に自分を見て居る、それが氣になつて、折角の話が分らない、可怪な目附で私を覗つて居るが、何か短刀でも不意に突付けるのではないかといふやうな詰らないことを色々考へて居る、到頭話も何もよく分らない中に済んでしまつて、歸りがけよく／＼見ると、其人は斜視であつた、斜視を見て何か自分に危害を加へられるのではないかといふやうなことを考へて、一時間も

二時間も話を聴かないでしまつた、馬鹿／＼しいことでありますが實際斯ういふことはよくある、心の使ひ方がうまくいかないから、斯んなことは下らないことだと思つて居ても、ツイ其方に執着してしまふといふことがよくある、それで四五年前から、私はボツ／＼心の使ひ方の研究を始めたのでありますが、精神上のことはなか／＼難かしい、悪口を言はれても、自分に悪口を言はれるものがなければ、平然として居て宜い筈である、己さへ正しければ、他の毀譽褒貶は何でもない、空吹風の如くあれといふことは知つて居るが、貴様怪しからぬ奴だと言はれると、何が怪しからぬと言ひたくなるどうも精神上のことはなか／＼難しい、のでやさしい方からやらうと思つて先づ衣食住のことから進んで行つたらどうかと思ひまして、第一に衣の方からやつたのであります、是は男でありますから、美しい着物を着たいといふやうな洒落つ氣はありませぬ又本職が學校の先生でありますから、教員の袴一着十五年」といふやうな川柳もあります通り、マア教員はさういふ點は樂であります、唯衣の方の研究に付ては寒い時に澤山の着物を着ない、暑い時にはウンと着物を着てやらう、斯う思つたのであります、それで暑い時は綿入を着て午後零時半から一時まで自分も坐り、子供にも坐させます、又炎天乾して裸でジク／＼汗が出るやうな時に作業をしたり、冬の寒い時に素裸でやつて見ましたが、是はマア割合に樂であります、尤も人間は初から着物を着たものでなく、ズツと昔は着物はなかつたの

でありますから、其ことを考へれば、樂な筈であります、此間臺灣から歸つた人の話を聞きますと、臺灣の生番で五六十歳からの者は今でも雪の降る處へ行つても裸で寝られるさうであります、もう二十位の生番は日本の文化が及んで着物を着る癖が付いた爲に駄目だといふことであります、皮膚の抵抗力はかく直ぐ退化してしまふ、本年は大分雪が降りましたが、一時間ばかり雪の上に坐つて見ました、矢張り風邪も引きませぬ、面白いことは脈を計つて見ると、まるで駆足の時のやうにトツ／＼とやつて居る、少しお臀の方が冷たいやうな氣がしたが程なく臀の下に雪はすつかり解けてしまひました、下は芝であります、胡坐をかいて、お腹に力を入れて居りました、思つた程寒くもありません、マア此方は稍、及第したと思ひました、尤も大久保彦左衛門なども冬の會夏の會といふことをやつて、夏に冬の會をする、綿入を二枚も三枚も着て、焚火などをして、あゝ寒いといつて居る、冬は一重物一枚で、水なぞ飲んで、オー暑い、堪らぬといふやうなことを言つて居たといふことであります、仙臺の殿様に仕へたお小姓上りの人の話であります、殿様に仕へて居る時分は、夏は家に歸へると、澤山の着物を着て、ウンと厚着をする、さうすると殿様のお側に出た時に汗が出ない、汗を出すのは見苦しいからといふ爲めなのです、是は何でもない、皮膚の方の練習は大したことはありません、此頃はいたづらをしまして手なんかへ一寸針を刺して見ましても大したことは

ありません、(實際手及び耳に刺して見せらる)頭で瓦をスポツと割るといふやうなことも、何でも無い、初の中は恐しいやうに思ひましたが、何でも無い、それで衣の方は割合に樂であります、次にお食の方は昨年の冬からやつて見ました、二三日位斷食をしたり、一合のお米を朝晝晩の三度に重湯のやうにして食べて見ましたが、我々人間は確に食ひ過ぎて居る、必要以上のものを食べて、唯排泄して居るといふやうな氣がする、それで生徒には斷食などをさせますと、教育上物議を生じますから、一週間一回の食事に食麴麴を半斤づゝ、一日一斤半でお菜も何も無く、唯水と砂糖だけでやらせました所が駆歩をしたり、相當の運動をして居て、一週間でも多いのは五百目ばかり體重が増えました、是は一月頃のことです、氣持で以て殖えるのであらうと思ひます、それから考へて見ますと、我々は確に食ひ過ぎて居る、御馳走といふても、空腹が一番の御馳走で、空腹にさへなれば、何れも御馳走なのであります、甘い物を食ひたいと思つた日には幾ら金を掛けた所が限りがない、村井弦齋氏が五週間斷食をしたといふ話がある、尤も水は飲みますが五週間斷食しても少しも顔色は蒼くならない、始終血色が良かった、私は此話を聞いて、大變面白く思つた、貧民窟に行きますと、何だか知らぬけれども、壁みたやうな色をしたのが多い、食べ物は朝一度しか食べないといふやうなことを言つて居りますが、あの顔色の蒼くなるのは食べ物を食べない、肉類を食べないといふ點もありませ

う、併ながらそればかりでなく、俺達は貧乏で情ないものである、心細いものである、始終悲觀して居る、其氣持が容貌に非常に關係するのであらうと思ひます、泰然自若として居れば、五週間斷食しても、血色が良い、私共が一箇月間一日一合のお米が三度三度重湯を食べて見ましたが、血色は少しも違はないやうに考へます、さういふ點から申しますと、我々が食べます食事をア、實に甘いなど思ひますれば、重湯でも何でも大變結構であります、私は小學校の先生によく言ひます、小學校の先生いふものは慘めなもので、月給は少ないといふけれども、併ながら月給はどうも急激に上りさうにないから、上がる方を考へるよりも消極的の養生法をして、重湯か何か食べたなら何うだ、夫婦で以て重湯でも食べたなら、夫婦で一ヶ月二圓も掛かりはしない、それで氣持がチャンとして、甘いね、甘しう御座いますといつて食べられるではないか、お腹を空かして居れば、何でも宜い、それを唯教員なんていは月給が少ない實に詰らない者だとはかり言つて居ては、始終夫婦喧嘩をして居なければなりません、此食事などもよく考へると、我々は餘計なものを食べて居るやうに思はれます、此頃食養法といふやうなことが流行りまして、玄米を主張する人がありますが、是も玄米は良いと信じて居るから良いので、又麥飯を鼓吹する人にしても、麥飯程甘いものはない、白米よりも、玄米よりも餘程結構であると信じて居るから、滋養にもなる、それを玄米は厭だが、滋養になるといふから、やつて見や

う、麥飯は嫌いだ、體の爲に良いといふから、食べて見やうといふので、やつた所が、何にもならぬ、食べない方が宜い、玄米を主張し、麥飯を主張する人はそれが良いと確く信じて居る、其處が有難いので、玄米を食はなければならぬといつて、鼓吹した所が、何にもならぬ、それは駄目である、之には餘程精神の力が通入つて居る、さういふ點から考へますと、孔子の弟子の顔回などは何だか貧相な、頬骨の出た、血色の悪い人のやうに一寸思ひますが、如何にもニコ／＼した血色の良い福やかな人であつたやうな氣がします、それで食事なんかも自分が試めて見ますと、野菜物を食べますと、何となく精神が鎮まるやうな氣がしますし、肉類を食べますと、どうも氣がいら／＼します、始終活潑な仕事をするのには肉食も宜いでありませうが、靜な仕事をするのには肉食はしない方が宜いやうに思ひます、此頃宗教學校の生徒などは青年は肉を食はなければ、いけないと言つて、昔の葦酒山門不可入なんといふことを、それは必要上さうなつて居ることを知らないで、罵倒して居ますが、自分に非常な力があれば、大に肉を食つても宜いが、さういふ力がなければ、成べく食はないで、矢張り菜ばでも食つて居た方が宜い、斯ういふことは餘程眞面目に考へて宜いことと思ふ、私は忙がしいものでありますが、食事をして、直ぐ仕事をする、體が倦／＼なつて、眠／＼なつて來て困ります、それで食事を減して、一合のお米を三度の重湯にして食べた所が、直ぐ仕事をして、倦／＼も何ともな

い、食事をして、直ぐ仕事が出来ない程食べるのは宜くない、食事をする、運動に出掛けて、さうして仕事をするといふのなら、差支ありませんが、體が倦くなつて、筋肉が伸びてしまふまで、食ふのは宜くないと思ひます。それから住の方がありますが、是はさう骨が折れませぬ、一番樂であります。

そこでボツ／＼精神の方のやり方考へて見たいと思ひまして、色々自分でやつて居りますが、是はなか／＼難しくて、洵に困つて居ります、考へて見ますと、我々は朝から晩まで精神を休めて居る暇はないのでありますが、精神と申しまでも、何と申しますか、第一精神、第二の精神といふやうなものがどうもあるらしく思はれる、我々が寢て居ります場合には表の精神は寢て居るけれども、裏の精神はどうも寢て居ないやうに思はれる、例を擧げてお話ししますと、私は三年ばかり前に試して見たことがあります、朝八時頃起きやうと思つて、念じて寢るのです、是はやつて御覽なさるとよく分ります、朝八時頃起きやうといふ連中はいけません、此頃なら三時頃が宜い、三時頃に起きやうと思つて、念じて寢ると、バツと其時に醒める、若し醒めなかつたら、念じ方が足らないので、朝三時に起きたら一萬圓貰へるといふやうな時は屹度醒める、私は冬朝四時に起きやうと思つて、夜念じて寢ました、するとモシ／＼といふ聲がします、さうするとバツと眼が醒めて、チン／＼／

といふ音がする、私は二階に寢て居りますので、其下が茶の間で、其茶の間の時計なんです、二階にも時計がありますが、それは少し狂つて居て、よく遅れるものですから、それは聴かない、茶の間の正確な時計が聴える、一寸前にモシ／＼といふ聲が聴えて、バツと目が開くやいなやチン／＼／と音がする、其間が實にうまい、我ながら感心する、其翌日に又念じて寢ましたが、ドーンといふ音がして、バツと眼が開く、とチン／＼／と來た、三日目も一生懸命に念じて寢た、所が今度は胸板を押へつけられたやうな氣がして、眼が開くと、又チン／＼／といふ音が聴える、此三度其變る所が面白い、最初はモシ／＼で、二度目はモシ／＼を繰返してはポカンとして居て氣が付かないだらうといふので、ドーンと音がして、思はずバツと眼が醒める、三日目にはギュウトと胸を苦しくさせる、其變化が實に巧い、さういふ點から考へますと、表の精神は寢ても、どうも奥の精神は寢ないで居るらしい、東郷大將が日本海海戦で、波羅的艦隊のやつて來る方向が分つて、彼處だといふ見込を付けられた、あれは天祐だと言つて、卑下して居られますが、確に東郷大將の中の精神が活躍して、バツと感ぜられたものに違ひない、中の精神を試して見ると、自分ながら存外偉い奴が居るやうに思はれる、お互に出して見ないから、分らないが、どうもさういふものが居るのに違ひない、チャンダークが田舎から出て來て、佛蘭西一國を脊負つて立つたといふのも、チャンダークの中の精

神が活躍したのに違ひない、どうも此精神は始終油斷なく、總てのものを見通して居るやうな氣持がするのであります、ですから昔の武藝の極意は其精神を出さうとしたのですな、學問でもさうです、教育は本を教へ、業を授けるといふばかりぢやない、此中の活躍して居るものをどうして出すかといふことが、終極の目的でないかと思ふ、昔の武藝はさうであつた、今の武藝はどうもさうでない、御承知の通り武藝談などを見ますと、師匠が頻に弟子を窘めることが書いてある、寢て居る所をドンとやられる、それが恐しいから、弟子の方では寢て居ても一生懸命じて居る、段々ど度重なる中に、師匠がやつて來ると「何ですか」、寢て居ても、來たといふことが分るやうになる、是は恐らく私の今申しましたドーンと來て、ハッと眼の開くのと同じやうなことであらうと思ひます、此間私の方の小學校の留守番をして居る學生が五時に起きるのが、時が來ても起きない、そこで外からがや／＼起きずに、戸を開けて密に這入つて行つた、グウ／＼寢て居て、起きない、それから蒲團を剃してやりました、随分寢坊で、なか／＼起きない、そこで今度はまだ起きなかと言つて、足を引張つてやつた、ハッと驚いて飛起きた、戸を開けて側へ行つても知らない、併し頭の方ぢやそれをちやんと知つて居る譯ですが、練らないから、氣が付かない、それで昔の武藝は色々と弟子をトツちめて其力を出させることを努めたのです、(未完)

資

料

余の賤業婦救濟意見

醫學博士 片 山 國 嘉 君

目 次

- 一 娼は社會現象の一なるが故に、絕對廢娼の不可能なること。
- 二 娼政策は社會政策中、一種の自淨自衛法なること。
- 三 賤業の男女救濟事業は、社會救濟の大精神より出づべきものなること。
- 四 婦女救濟會の目的事業に、三種の別あること。

一

- 五 政府の娼政方針と婦女救濟會の救濟事業とは、其間に異身同體相互援助の要あること。
- 六 婦女救濟會の事業は佛菩薩の事業に等しきこと。
- 七 救濟婦女居住の場處、家屋の構造等に關する注意のこと。
- 八 大に營利事業と救濟事業との別を明にすること。

余の今日の演題は、純然たる醫學上の問題では無く、主として社會醫事問題でもあれば、又社會政策上の問題でもある。俚言に世の中で酒と女は敵なりどうぞ敵に廻り會いたいと云ふことがある。實に社會心理の一面を穿つた明言である。獄裡の人多くは之が爲めである。法醫學上の問題は直接間接

に此の酒と女とに原因するものが甚だ多い。余が社會及國家將來の健在の爲に、酒害豫防に深く意を用ゐると同時に、娼害豫防にも亦潜在考慮を費して居るのは此の見地からである。過日、動物愛護會及犯罪學會の懇談席上で其場限りの約束で、尙未熟なる考案ながら、其の一端を述べて、列席者の意見を求めたことがある。問題が問題で、兎角誤解の生じ易き醜問題故、新聞雜誌等には記載せぬやうに、當時斷つて置いた。然るに一二の雜誌は無斷で之をスツパ抜いた。案の如く誤解がある。文中に片山博士は絶對廢娼不可説とあるは絶對廢娼不可能説の誤である。單に倫理道德上より云へば余も亦廢娼を希望する一人である。決して廢娼は不可なり存娼は可なりと云ふ者では無い。只不得止社會現象の一として娼の存在を認むるまでのことである。否認は不可能故、事實を事實として認むるまでのことである。

此の理由判明せば娼問題に就て、吾人の研究を要するは廢娼存娼の問題にあらずして、娼の存在を認めたる上の娼政策 Sexualpolitik を如何にすべきかの問題に範圍を限るのは當然のことであらうと思ふ。公娼廢止論と絶對廢娼論とを混同するは不可である。

二

偕、社會政策中の娼政策に就ては、公娼、私娼、集娼、散娼、登録娼等、種々議論はあれども、古

今東西を通じて、是ぞ好模範的と稱すべき程の具體的で而かも理想的の良制は未だ一も無いやうである。

娼行爲醜は即ち醜なりと雖も社會的事實である。是れは即ち、淫を賣る人のみの醜では無くして又之を買ふ人の醜である。言ひ換ふれば、即ち社會の醜である。暗黒面である。故に世人若し此の社會的醜現象を社會自體の醜なりと自覺し、次て之を道德上社會の耻辱なり、國家の耻辱なりと、自覺する心の發動することもあらば、是は社會國家の公徳上大に喜ぶべきことである。社會は自から真相を自知すると同時に又自淨して、一般社會を娼害より救済する自淨の道を講究するもの、亦是れ社會自體に當然の義務であらうと思ふ。乃ち娼政策は又社會政策中の一種の自淨策であると思ふ所以である。

三

舊來の娼は之を要するに。

一 自己の應急の一時の利益の爲めのみでは無く、其の多數は第三者即ち親の爲、情夫の爲、若くは樓主又は雇主の營利の目的物と成つて居る。之を公に認許するのは、恰も婦人の人身賣買を他人の營利の目的物と爲すことを公に認許することになるから、將來は年數を限り漸を以て社會政策上

斷然禁止の方針を取ることにして欲しい。

二 又、社會の醜方面の犠牲たる婦女を、成る可く醜業より遠離し、或は成る可く彼等を其の醜業界より、保護救済して欲しい。

三 社會の暗黒面に出入して、賤業の婦女に近接する男子は、肉慾其の事の爲よりは、意志薄弱の結果、之に伴ふ濫費放蕩、學事怠慢、曠職、失業、終に一身を過るに至る者、世間に其の例尠からざるは、是れ主として、此の醜行に隨伴する外圍誘惑の弊害である。故に、假令一時肉慾の爲、斯る賤業の婦女に近接することありとするも、彼等を其の四圍の誘惑惡弊より救済するは、人道上頗る肝要のことと思ふ。

以上三點よりする斯る男女救済の社會的事業は、未だ曾て其の前例あるを聞かずとも、社會政策上の見地より觀て、斯る男女特種救済の處置方法を案出して、之を保護救済すべき必要がある。社會は決して自己の醜を忘れて婦女の醜業のみを賤み、自らを娼害より豫防し自らを清淨にして、自他共に保護救済すべき社會自體の義務を忘れてはならぬのである。余の所謂婦女救済會(假會名)なるものは、此の社會的救済の大精神より出でたるものである。此の會の實社會に及ぼす偉大なる好影響は、必ず世人の意外とする所であらうと思ふ。

四

偕、此の婦女救済會の目的事業はと云ふに、大要次の三項となるのである。

- A 將に娼たらんとする婦女の未然の保護救済、
- B 現に娼たる婦女及新に娼となる婦女の保護救済、
- C 既に娼たりし婦女の保護救済、

前記のA及Cの救済事業は、經費の關係上、俄に其の實務に着手することは、無論困難なりと雖もBの保護救済は政府當局者に確固不動の決心さへあれば、實行は容易では無いが、存外に可能であらうと思ふ。只其の實行に臨みて、世人の中傷誤解及現業者の種々なる妨害的行動に遭遇することあるは、必ず豫想し居らねばならぬことであるが、其れは只一時の事である。此の種の困難は、敢て忠告するに足らぬものであるが、只大に杞憂すべきは、政府當局者の娼政方針の當局者の交代と共に、屢次變化して其の事業の基礎觀念の動搖の爲めに被むる困難である。假に此の患無きものとすれば、余は慥に此の婦女救済會の成功を確信するものである。

五

然らば、政府當局者は娼政に就て、如何なることを決心し、又此の婦女救済會に對して、如何なる

爲政の方針と態度とを取れば可いこと云ふに、其の要點は大要次の如くである。

一 娼は絶對廢止不可能の社會現象なるが故に、政府の娼政方針は、現に娼たる婦女、又は止を得ず新に娼たらんとする婦女及既に娼たりし婦女を、保護救済し、且其一般社會の風教上及衛生上に及ぼす弊害豫防の、可能的制度にまで之を實行するを以て満足と爲すこと。

二 娼は正業にあらざるが故に、名義の如何を問はず、第三者の營利の目的物と爲すことを堅く禁止すること。

三 政府は、警察上取調の上、他に救済の道無きものと認たる歸女に對し、第三者の營利の目的物と成る勿れど、注意し且斯る悲境にある婦女の救済を目的とする、法人團體婦女救済會なるものあれば、之に相談し、其の保護の下に、救済を請ひるの得策なるを説諭し、同會は所屬婦女收容所に之を收容し、此の所に於てのみ、其の娼行為を默許すること。

四 此の婦女救済會の事業は、政府の一定不變の娼政方針と、一般社會の風教上及衛生上の要求とに従ひて、専ら社會の此の醜方面自淨の目的を以て、相當機關の調査を経て、經營に着手するものなるが故に、政府は娼政實施の大部分を、此の會に一任し、非公非私の形式に於て、之に娼政を代理實行せしむること。(未完)

譯 叢

◎銷夏漫錄

甲 突 生

小説的巡閱奇聞(第二十九卷)

尋常ならぬ事件

のこさ、云ひ又犯人の身分其

者さ云ひ、之が判決に就ては夥からざる熟慮論究の餘地ありしは想像するに難からぬ所に於てはあれど、就中快心の至りに堪へず思はれるの一事は卓抜の見識と精密なる理論とを以て、活きたる裁判の範例を示された一事にてありぬべし。開は又何事のあれば斯くは云ひぬるかとなれば、餘の義にもあらず、たゞ裁判官の本領たるべき獨立獨歩天上天下無雙無敵の見識を以て、更に前裁判の判決理由の如何に頓着なく、大阪裁判所にては熱慮考案の下斷乎として本人の戸籍面に依據するを以て至當と爲し、即ち彼は未丁年なるの故を以て死刑より一等を減じ無期徒刑と爲すを相當となし、而して舊刑法の規定なる前刑より軽く若くは等しきものは、之を論せずとあるに照らして、さしにも阪都全市を震撼せしめたる、大慘劇の主犯者大兇賊大倉徳次郎に對し、不論罪の判決を下されたる英斷果決の明判決を指してこそ快心の至り云ひしに外ならぬ也。

大兇賊大倉徳次郎は斯くの如くにして其首絞めらるべき

首が絞めらるることな

くして済むに至りしは、所謂彼の天運未だ盡ざる所、幸にも明判官谷田氏のあるありて其明斷の賜によりて、一命を持破るを得たる次第、如何に本強漢なる彼大倉と雖も、豈に茲に感激の涙なきを得んや、果然彼は感激に咽びつゝ、服刑すべく獄に下りぬ、斯くして彼は社會より姿を沒したるにて一先づ悲劇の幕も閉ぢられ、彼も彼の事件も共に世人の記憶より消へ去るに至りぬ、唯消へ去らぬものは兇漢大倉が當時明判官によりて受けたる感恩の一印象にてありき、而して何れの時か此世にて今一度此生命の親なる明判官に行遭ふことがなれば、彼が衷心不斷の願にてありきとは、實に斷りなき彼の告白と云はん。

去る程に星移り年替りし後の事

判事は累進せられて監獄局長の榮職に就かれ、各地の監獄を巡歴して監獄の實績を檢閲せられる事はなりけるが、偶々其が爲めに北海道に北見國網走監獄へ臨まれる時、夥多の情願者のある其中に大倉徳次郎とて、名代の八益數屋のあることを、典獄より具さに説明に及べるを聴取せられたる局長の國中何物が響くべし、歴然と感ぜられ、尙其身分帳に就て細閲せらるゝ所あるや、驚くべし、歴然として當時の記憶悉く呼起され、總ての事情は茲に全く明瞭となりぬ、是に於て本人を引見せられ、開日第一に先づ汝は余を知るべ

し、余も亦汝を能く知ると思はれしに、彼甚だ怪訝の面持にて我嘗て閣下を知らずと云ふ、否と云ふ能く／＼考へ見よ、余も歳に於れば汝も亦當年の若者に非ずと云はれければ、彼れ愈々不審の念に打たれ、考一考又一考面からも尙木だ覺る所あらす、然らば問はん汝は今の汝の生命は如何にして持續するかを自ら知るや、判決當時の裁判の模様は如何なるものにてありしか、今に覺へ居るにやと云はれたるに對し、彼れは言下に答へて其義なれば忘れんと欲して忘れ能はざる所のもの、無論我の今日あるは全く其裁判の御蔭に外ならぬ何と云ふ名の人の裁判なりしか、當該裁判官殿の名前を忘れたるは大なる不覺申譯ないことと思ひ居ぬ、若し其人の情けある判決なかりせば、我疾く斯世の者に非ず今日の此生命は只其人の賜と信じぬれば、一生の中唯一度丈にても此恩人に面會して禮云ふことの叶へかしとは、日夜不斷の我願にてありつると思ふ、局長は果して然る乎、然らば斯く申す余こそは即ち其人也と云はれるや、彼は口を開いて果然……暫時の間は唯眼を丸くして顔見詰むるのみ一語を發せず、局長亦無言、感慨互に無量と云ふ風情にてありしが遂に彼は叫び出しぬ、ソ、其人は閣下にありしか、然らば我今何を申上げて宜しきや、サア閣下にありしか、閣下にありし、とを知りたる人には……語路も整はぬ迄に彼は狂喜しぬ、局長は是に於て更に此機會を利用して懇切に轉心同意を勧められけるに、彼も釋然悟る所あり、誓て眞人間たらんことを約し、且曰く多年の願望たりし生命の親なる閣下に面談の事願はずも今日此場所にて

叶ひしは、こそは天の恵み、一生の中今日程嫌敷難有日は又あるべしと覺へずとて、低回去る能はざるの風ありしも、何時迄も斯くてあるべきに非ず、彼れは別れたる惜みつゝ、欣々然として辭去せりとかや。

爾來彼れは打て變りての謹慎者とな

り 能く其善行を續け居ることは典獄の報告に聽く所也、されど多年積成せる惡習慣は何人も一朝一夕に蟬脱し得べきものに非ず、況んや監獄生活中の者に於てなや、故に彼等を善導せんと思ふ、不撓不屈の精神を司井官各自が之を有するのみならず、在監人彼自身にも七轉八起の忍耐力を持たしめ、豫じめ幾多の波瀾曲折を覺悟して、苟くも機會の利用し得る、限り、之を善用して其野心を催さるを得ざるべしとは、此巡閱奇談に加へて我儕に誨へんさせらるゝ局長閣下の談片にてありき、我儕はヨシ大倉某の如き者が今後幾度か爲すも、既に一度奇遇的機會に依て轉心同意の端が開けたる以上は幾回にても望みを與へ善道に引き歸らしむることを努めずしてやあるべき、吾ばかりの吾こそは彼れより先きに忍耐を捨てサジを擲けざるこそ、尤も肝要也と。

本欄「十有三年」の續稿は記事編湊に付き
本月は休掲載致候に付御諒知相成度(編輯部)

新談舊話

法聲散史

○獄裡の感想 予往年水府に在り一夕某の送

別會に於て壯年の文士に會す是當時いばらき新聞に主筆として椽大の筆を振ひつゝありし田岡嶺雲なりき、彼の平日に付ては予多くを知らずと雖も忤狷急にして疎豪爲めに文者として筆禍を買ふこと多く其後彼水府を辭して支那へ遊び歸て九州に放浪し更に中國民報に筆を執り爲めに所謂奇禍を買ひ旬餘日の間獄に投せられたることありき當時彼呻吟録なるものを著す其一節に曰く

『午前看守長と典獄の巡視あり候、不便なることは無きや退屈なるべしなど訊はれ候、かゝる際には横柄なる傲慢なる措置が殊に瘡に障り候と共、片言半句のやさしさも亦殊に身にしみて嬉し

く感ずるものに候、予はこれにつけて感ずる所あり候、罪囚を遇すること徒に冷酷なるは、寧ろ罪囚を激せしめ無念の情を惹起さしむることにも、其猛惡なる心を増長せしむるのみ、やさしき同情を以て之を遇すれば、罪囚は之に感ずることもに猛惡なる心といへども、爲めに幾分か和けらるべく、其和けられたるは、即ち悔悛の萌となるべく、故に獄吏は惡鬼の如く羅刹の如くならんよりは、寧ろ保姆の情、教誨師の心を以て囚人に對し威を以て之を懲さんよりは、恩を以て之を化せんことを努む可きものなる可く候、されど近時紀綱の頹廢せる、師弟の間柄すら猶躬を以て率ゐ、徳を以て化するこの行はれざる今日、之れをいふも無用なる可く候、但吾人の所見をいへば、罪囚に對しては、外より之を壓し懲さんよりは、内より自ら悔ひ悛めしむべく候、畢竟監獄を以て懲罰の刑場とせずして、教誨の學校となすにあり候、獄が事ろ惡事の練習所たるが如きなるを免れざる

は、徒らに罪囚を苦むるより起る反動にはあらずやと相考へ候』

未だ徹底したる觀察にあらずと雖も又一面の眞理を藏するものと云ふべし、好漢彼は保釋の後無罪の判決を受けたりしが、蒲柳の質は遂に天壽を全ふするを得ず、幾何もなく二豎の爲めに殞る、予頃日此種の資料を蒐集するに當り計らずも彼が此著を手にし深く往事を思ひ之を棄つるゝ忍びず爲めに其一節を録することゝなせり

○婦人と犯罪 女子と小人とは養ひ難しと古聖は云へり蓋婦人の心理作用は諸種の點よりして男子の夫れと特差あるの事實は一般の認むるところにして又犯罪の背後には必ずや婦人ありと稱す個も亦多くの場合に於て之れを肯定せざるを得ず而して婦人の犯罪竝に婦人を原因とせる所謂背後の犯罪を研究せんとするには婦人の特種なる心理作用を研究するにあらずれば不可なり茲に於てか近時學界の風潮漸く此種の研鑽に傾けるは洵に慶

すべきことなりとす
予嘗て姑殺未遂事件を審理す被告は現代の浮薄輕佻の風に泥める新らしき女にして被害者は古風なる家庭教育の下に在りし老婦人なり試に其豫審決定を掲げんか

決定

○ ○ ○ 子
明治二十六年九月生

右に對する殺人未遂被告事件審理を遂げ豫審終結決定を爲すこと左の如し

主文

(署)

事由

被告○子は大正○年四月初旬○○○○製造株式會社技師○○○○の妻となりしが奢侈放縱の質にして家事經濟を顧す浮薄の教風に泥みて孝友の心に乏しく爲めに夫○○○○の親族と和合せず且被告は自己の好むところより大正○年三月中當時○○

市○○區○○番地に設けありたる近代劇の研究所○○○○社に入り女優の群に加はる等其動作輕佻浮華なりしが○○(夫)の母○○○○は被告と親族との不和を憂ひ同年六月二十日來○前示被告宅に滞在し其間在○の親族に往來し其調和を計る爲め日常の行爲に付き往々被告に戒むるところありしが被告は毫も從來の行爲を改めず却て○○(母)則姑以下傲之の介在を厭ひ不遜の言動少からず殊に同年七月五日夜被告は○○に對し惡罵を逞ふしたるより○○は之を怒り○○(夫)と協議の上一時被告を○○縣○○○なる其實家に歸らしむるととし翌日午前七時過ぎ○○(母)○○○○(夫)間に重ねて右に關する協議を爲したるより被告は茲に○○(母)が○○○○(夫)をして離婚を急速に決行せしむるものと信し深く○○(母)を恨み同人を殺害せんと決意し○○○○(夫)並に下婢○○○○外出後同日午前八時過ぎ自宅六疊間に於て短刀及剃刀を以て○○に斬付け同人の頸部其他に六個の重傷

を負はしめたるも○○か隙に乘し宅外に避難したる爲め被告は殺害の目的を遂げざりしものなり豫審に於ては右の如く事實が認定せられたのであるが公判に於て被告の申立が多少變更された、併し事實の大體は變らない此事件は一時學者竝に實際家の深く注視するところとなり刑事心理學の専攻家たる某氏の如き大に之れに就て論じられた同氏の論に依ると現代に於ける我邦の家庭の如くに全く古風な家庭教育の下に人となつた老人と新時代の思想に影響された若い人とか一家の中に共同生活を營むに於ては思想上の衝突は當然起らなければならぬのである且又今日の如くに各種の職業竝に階級の男女が互に婚姻を結ぶ時代に於ては各自の育つた家風に因る思想上の相違も亦極めて注意すべき事實となるのである而して此等の思想上に於ける相違は云ふまでもなく夫婦相互よりも寧ろ舅姑と婿嫁との間に於て複雑な關係を生ずるのである、固より夫婦相互が其思想に於て又其趣味

に於て著しい相違を有する結果、一生を不快に過
ごし或は破鏡の歎に遇ふことは往々見るところで
ある、然しながらこれは夫婦相互の衝突であるか
ら夫れが爲めに特に恐るべき結果を招くやうな場
合は比較的少い、之れに反して、夫婦相互は何等
衝突の點がないのみならず却て琴瑟相和するの間
柄であるのに其家庭の人殊に舅姑と思想上に於て
衝突して其結果、誹謗され罵詈され或は夫婦の間
を裂かれたやうな場合には怨恨憤怒復讐等の感情
が極度に興奮して前後の思慮もなく恐るべき犯罪
行爲を敢てするに至るので本件の殺人未遂は全く
夫れに該當する、且右の如き犯罪には姑に特有な
心理状態が附加されるのが通常である、特有な心
理状態とは俗に嫁いじめの謂てあり姑は嫁に對し
ては自分の子であるから十分な愛情を以て迎ふへ
きてあるが實際は之に反し同情も愛情も乏しい、
其主なる理由としては、從來慈愛を以て育て上げ
た子が妻を迎へて以後は妻を第一の味方となし今

までは何事も母に依つた者が妻に偏する様になり
妻も亦夫にのみ信頼して母たる姑には比較的指揮
を仰がない、母は爲めに子に對する愛情を子の妻
に奪ひ取られたやうに感じ、遂に嫉妬と猜疑の眼
を以て嫁に對する様になる、又今までは家族の者
や其他が母を中心として居たのが、新しい若い
美しい嫁が來てから其心か其方に向ひ所謂中心の
移動で母が往々に疎外される、之れも亦姑と嫁を
不和たらしむる一因となつて所謂嫁いじめが實現
せられるとの論は至當の見解であると思ふ
尙ほ右事件の注意の焦點となつたのは其求刑と刑
の言渡である、第一審裁判所で検事は懲役十三年
を求刑し裁判所は之れに懲役八年を言渡した則ち
茲に五年の差異がある、三千年傳來の倫理道德を
基礎とし検事は孝道本位から嚴刑を求め、裁判所
は刑を量定するに當り所謂新舊思想の衝突に重き
考慮を費した様に思はれる、而して事件は被告が
控訴を取下げた爲め上級審の意見を知ることか出

來ずして確定したのであるが、一審の裁判に謳歌
するものは現代の社會に於ける家庭の缺陷が其犯
罪の一因を爲したのであると主張し、検事説に同
するものは所謂傳來の倫理道德を眞向に振翳して
居る、更に被告の受刑當時の告白を見ると其裁判
に對しては

『自分が悪いから刑を受けることは當然であつて
殺意がなくともそう認めらるゝことは今までの事
情より仕方がなく又悪人と思はるゝのも尊族とい
ふことより國體上致方がないことである幾何に事
情があつても社會全體に對しての示し故重刑に處
せらるゝことは止むを得ぬことであつて八年の懲
役は法律上決して重いものでないことゝ承知しま
した』

と述へ更に犯罪の原因及び悔悟に付ては

『自分では初めより誠意を以てつくしたが後には
私には同じ誠にして、宗教上の信仰を失なつて居
たことが不都合の一つの原因、又しまいに忍耐が

出來ずにくわつと逆上したことが最も大なる原因
にて此の忍耐が出來ず逆上をしたことを悔んで居
ます』

其告白中不可解の點があるが、兎に角被告は心の
底から孝道を無視した背倫不法の行爲であるとは
自覺して居らぬ様である、從て其點に對する悔悟
の念が存在する筈がない、殊に國體上致方がない
とか、社會全體に對しての示しなりと云ふ様な責
任轉嫁の言を爲すに至ては尙ほ其心理状態に付き
一般の研究を必要とする様に思ふ、検事の求刑、
公判の言渡、並に此被告の告白、之れを一括して
更に精密なる考審を科學者に望むや切なり

附言一審の公判に於ては右豫審決定の事實中
(一)女優の群に加はりし點を肺患の爲め夫の同
意を得たるものとし(二)被告と親族(小姑)との
不和を以て鬼千足の見地より被告の利益に解し
遂に犯罪の主因を新舊思想の衝突に歸したるも
のゝ如し

○古い女 舊い境遇に甘んじないと云ふ點から、振袖や櫛笄を賣飛ばし、青い酒赤い酒を飲み自

働車でホテルに出入するのが、所謂時代の要求する新しい女であるとのこと、ノラの自覺もすまじい次第であるが女權が大道白の如く擴張され、近頃では新しい女が公開演説は勿論、離婚や損害賠償の訴訟で法廷に長廣舌を振て居る、男君たるもの今に於て一大警戒を加ふるにあらざれば、臍を噬むの前、先つ以て尻に敷かるゝこととなる、某豫審判事の舊話に依ると、先年信越地方に強盜強姦事件があり、被害者たる古い女が警察及び檢事の取調を受けホット一息して歸宅すると更に豫審廷から呼出される、勿論被告は強盜強姦の事實を否認し、頻りに和姦の辯解をして居る、耻の上塗をする心地はすれど、不參の責の恐ろしさ、古い女は又もや豫審の取調を受けた、事件は公判に廻り更に此古い女は四度の取調を受けることとなつた、公判は云ふ迄もなく公開を禁止せらるゝ

譯であるが、豫審と異り判檢事書記がすらりと並んで居り、殊に被告との對質、女は身を切らるゝの思にて纔に此嚴かなる法廷に、飾なき事實を述べたのであるが、有罪の判決を受けた被告は、意地悪くも上訴して事件は更に控訴院に廻る、被告の辯解は一審の夫れと異らぬので、此古い女は又もや花の都の法廷に五度の取調を受けることとなつた、東の空にまで恥を曝すの考は古い女に勿論ない、左れど親族知己の勸告に止み難く、開廷の前日辛くも上野の東旅館にと着いた、女心の一筋に思追つて云ふ語は古い女に限られた形容詞、彼は三更の頃旅館の一室に自らの及に伏して、アタラ二十餘歳の盛の花を、諸行無情の上野の鐘に散らしたとのこと、控訴に於ける主任判事の言に依ると、一審の訊問が不充分であつた爲め、呼出の必要を生じたとの説明、一審では又豫審の審理に不備な點があつたとの循環法理、結局豫審掛が一片の同向をせねばならんと云ふ羽目に至つ

た、春秋の筆法を以てすれば豫審判事が古い女を殺したと云ふことになる、左れど此判事女殺しはおろか、鬼殺しの如き本強漢であつた爲め、別段夢に襲はるゝこともなく只證人訊問に付ては最大の注意を拂ふべき必要があると感じ、爾來其點に最も意を致したとのこと勿論是が新しい女なるに於ては聊の心配もなく例の青い酒をグツト呷り法廷へ繰込ことになる刑事心理學の研究には此古き女も亦貴重なる参考材料なり

○夏期閑談(二)

△玉なす汗を散するに一杯の水あり、然れども其效や久しからず、若し久しければ氷屋は其貯藏せし氷に先んじて瓦解すべし、酒は暑氣拂と稱す、之れを嗜むものは其醒めざるの間暑を忘るゝを得へきか、搜神記を見るに劉元石なる人あり、中山の酒家に往て酒を買ふ、主人千日の酒を與ふ、酔て家に歸れば死せるが如し、其家遂に之れを葬る、後酒家の主人日を計りて往て之

れを見れば三年以前之れを葬ると云ふ、驚きて其故を告げ、墓を發き棺を開けば元石欠伸して初めて醒めたり其棺を開くとき酒氣に打たれ酔ふ者、又百日醒めざりしと記せり、我に百日の酒ありたらんには暑中の苦を忘るゝを得へしと思へば、酒情の切なるを覺ゆ、但誤て葬らるゝは有難からず

△盛夏關西地方に旅行して神戸布引の瀧に到りしとき、山腹に兄弟と覺はしき盲目と楚の乞食居て、道行く人の袖に縋がれり、我すら背に汗なす巖坂を能くも登りたるものかなど一際哀れを催したりしが、雄瀧雌瀧探勝を終り、懸て麓に下りたる頃馬の背を分つてう夕立に遭ひ樹下に暫く憩ひ居たるに、先の蹠は其車を背負ひ、盲目は兩眼をくわつと開き韋駄天の如く走りて山を下り行きぬ、一驚を喫したりとは洵に此時にありき

△往年休暇を得て東北に遊ぶ、仙臺に着し某旗亭

[illegible]

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

[illegible]

刑		法		計	
橫領	二、一九〇	三六	二、二二六	二、二四二	二、三二六
贓物ニ關ス	六〇二	三四	六三六	六六六	六〇七
毀棄及ヒ隱匿	三八	二	四〇	四四	五四
通貨偽造	一九八	二	二〇〇	一九三	一九七
文書、有價證券偽造	一、一八九	三〇	一、二一九	一、二三一	一、三三三
印章偽造	三八	四	三八	三九	三八
偽證及ヒ誣告	一一三	四	一一七	二二八	一〇三
瀆職	五八	一	五八	六一	九五
猥褻姦淫及ヒ重婚	三一	一九	三三〇	三二四	三六八
殺害	一、三九〇	三二	一、四二二	一、四二二	一、四七九
殺人	二、一七八	一八〇	二、三五八	二、三八二	二、五五四
嬰兒殺	三八	一三八	一七六	一七〇	一八八
逮捕及ヒ監禁	一二	一	一三	一七	一六
墮胎	二八	六六	九四	九四	一〇九
公務執行妨害	四九	二	五一	五〇	四九
逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	四五	一	四五	五三	三七
騷擾	三四	一	三四	二九	四九
放火	一、二二〇	二四八	一、四六八	一、四七九	一、六五二
住居ヲ侵ス	一六二	一	一六三	一六九	一五四
略取及ヒ誘拐	六三	五	六八	六三	一〇七
其他	二〇四	一八	二二二	二一八	二〇二
計	四六、〇八二	一、八一四	四七、八九六	四八、一六六	五一、七〇四
					△二七〇△三、八〇八
					△一六△
					二〇
					四△
					七
					一二△
					一
					一一
					三△
					六△
					一△
					二四△
					六△
					一八
					四△
					一
					一〇九
					四九
					三七
					四九
					一一△
					六
					五△
					一一△
					一八四
					九
					三九
					二〇

[illegible]

病的範圍に屬するものなり然るに余は余の研究的見地より以上の如く分類することゝはなしぬ

二、年 齡

少年犯罪者の年齢は收容時と不良行爲則ち犯罪時との間には多少日子の間隔あるを以て其收容時を直に犯罪時の年齢と爲すこと能はざるものあり今爰に掲ぐるものは個性調査當時の年齢とす則ち收容時の年齢を統計的に示すに次の如し

満十五歳迄のもの	二十五人
十五歳一月より満十六歳迄のもの	四十九人
十六歳一月より満十七歳迄のもの	五十五人
十七歳一月より満十八歳迄のもの	三十一人
十八歳一月より満十九歳迄のもの	十人
計	百七十八人

にして其最も多數なるは十五歳以上満十八歳に至る迄の年齢とす

三、受胎期及出産月

少年犯罪者の受胎期及出産月を調査するは學問上頗る興味あるものにして之迄幾多學者の報告世に

多し於是余は之に基き檢するに次の如き結果を得たり

一月生(四月受胎)	七人	七月生(十月受胎)	十八人
二月生(五月受胎)	十六人	八月生(十一月受胎)	七人
三月生(六月受胎)	二十一	九月生(十二月受胎)	八人
四月生(七月受胎)	十三人	十月生(一月受胎)	十一人
五月生(八月受胎)	十三人	十一月生(二月受胎)	十六人
六月生(九月受胎)	十四人	十二月生(三月受胎)	十八人
不詳のもの	八人		
計	百七十八人		

此内最も多數なるは三月(二十一人)出産のものとし次ぎは十二月(十八人)七月(同數)十一月(十六人)二月(同數)とす比較的少きは一月八月(共に七人)にして從つて其受胎は六月(二十一人)十月三月(各十八人)最も多數を占め次ぎは五月二月(各十六人)とし十一月四月十二月は最も少なしとす而して其出産月は凡て戸籍謄本に信賴し調査したるものなれども彼等少年犯罪者の一般家庭の状況を觀察するに下層社會のもの最も多く下層者の通

有として父母の正婚者たるにも拘らず或事情の爲に其公式の届出を怠るものあり或は又父母の素行上種々の關係より届出の遅れたるものあるを保せざるを以て必ずや之を正規のものとは斷定し得ず從て其受胎期も亦出産月を基礎として計算したるものなれば之亦正規なるを保せず然れども由是其一般を知るに庶幾か

四、遺 傳

少年犯罪者の遺傳關係を調査するは學術上興味あるのみならず處遇上に教育上に大なる關係を有するものなり然るに我國にあつては未だ世人の遺傳其他の關係に注意するもの少く從て發表せらるゝもの甚だ僅少なは大に遺憾とする所なり

今少年犯罪者百七十人の遺傳は如何なる程度に於て遺傳するか左の事項に就き調べたるに

父の精神病及神經病あるもの	十二人	七〇・七%
父の飲酒するもの	四十五人	二六・四七%
父の犯罪したるもの	九人	五・二九%
父母共に飲酒するもの	一人	〇・五八八%

母の精神病及神經病あるもの	三十一人	一・三五%
母の結婚あるもの	二人	一・一七%
祖先に精神病神經大酒犯罪自殺等あるもの	十人	五・八八%
不詳のもの	六十人	三五・二二%
計	百七十八人	

にして調査は頗る困難にして遺傳の疑を有するものに對しては當人を慰諭して之を聴き取り或は家庭及警察官衙の回答に基きたるものなれば正確のものど認むるを得べし則ち材料百七十人中遺傳を有するもの百十人を算す實に其數量の多大なるに驚かざるを得ず

由是觀るときは直接遺傳としては父の犯罪によるもの五・二九%父の精神病神經病によるもの七・〇七%父の飲酒によるもの二六・四七%母の精神病神經病によるもの一二・三五%間接遺傳としては祖先の精神病大酒自殺犯罪等によるもの五・八八%とす然れども之等の數は歐米に於ける學者の調査の夫れに比し少しとす彼の「メンケメル」氏の二百人少年犯罪者に就き調査したる事實に對し

頗る少數の感あり余は將來益々此種の調査をして一層精細に繼續せん

五、養育及家庭

少年犯罪者の一般は遺傳により先天的既に惡素を有するものなれども之を矯正し之を訓化する家庭其もの、護育の失常より邪路に踏み入らしめたる事實なきにあらず例へば言ふが儘爲すが儘に放任し置き自恣放肆となり或は毆打折檻の爲めに剛情圖太くなり或は殘忍不同情性となり或は傲慢誇言性或は倫盜性浮浪性虛言性となり或は惡智慧長けて詐欺性となり或は卑屈怯懦となりしもの等あるが如し

又此種犯罪者は如何なる人の手裡に養はれ生育したるか云ふに

兩親の併存し之に養育せられたるもの
 不幸にして兩親を失し可憐なる境遇にあつて養育せられたるもの
 父を失し母の手一つにて養育せられたるもの
 母を失し父の手一つにて養育せられたるもの

七十人
 二十二入
 三十二入
 四十四入

不明なるもの

計 百七十八

とす由是觀るに兩親の存するもの最も多く次ぎは母を失し父あるもの之に次ぎて父を失し母あるもの最も少きは兩親共になきものなり而し兩親を失へるものは祖父母其一に養はれ我儘氣隨に育ち或は親戚若くは他人の手に委せられ無情に冷酷に育てられ父母何れかを失ひたるものは繼父母の酷待に逢ひ偏頗なる養育を受け又兩親存するものは悉皆慈愛深き圓滿なる家庭に幸福に生育せられたるか云ふに事實は之に反し父の飲酒過荒父母及同胞者の犯罪倫盜賣春等道德不具の家庭にあつて愛と情とを受けず幼時既に惡感化を與へられたるものありと思惟せらるゝ點少とせず又假令兩親ありて不道德の家庭にあらざるも生計不如意なるより幼時早く之を他人の手に任せ奉公先の家長若くは朋輩の風儀惡きに感染し或は之を模倣したるものなきにあらず以是護育の失常家庭の不備は鑑み慎

ますんはあるべからず

六、犯罪月別及季節

凡て犯罪者は獨り少年者に限らず一般春季より夏季に亘つて不良行爲をなすもの最も多しとす此事實は斯道學者の唱導する所にして余多年の經驗に徴するも之に一致し春夏の二季に多し、秋季より冬季に移行するに従て減少するを見る是春夏の二季は野には草の綠山には木の芽萌へ出普通の人間すら何となく心浮き立ち様々の思に驅られ抑えんとするに抑え難きに況して病的範圍に屬する少年犯罪者にあつては草木芽萌と共に氣揚り情激し意走り行亂れ考へ薄らき薄暑を感じる微雨期に移るや一晴一雨陰鬱なる天候は逐日暑熱の加はるに従て兎角神經は調和を欠き心神は憂鬱となり考慮遲怠を來し判斷辨別の上に思ひ違ひを生し身體は抵抗が衰へ頭重頭部押壓を感じ發作的に或は持續的に觀念の浮び出るがまにまに之を行爲に現はすに因するものなり

而して其誘因は遠く市場の狀況及盆正月の歳入にあるものゝ如し則ち縁日歳入に依て自由を與へられ先づ活動寫真に終日目を樂ましめ次に買喰ひに腹を喜ばしめ或は銘酒屋に入つて賣春婦に戯れ一旦家に歸るも此等のことの忘られずして何時しか主人及父母等の目を忍び一度ならず二度、二度ならず三度と活動寫真に或は買喰ひに將た賣春婦に親み遂に金に窮して主家の掛先を横奪し賣溜金を竊取し得意先を胡麻化し或は父母知人等を欺き最後に刑事の手を勞するに至る故に此二季に多き亦故ある哉則ち

一月に於ける犯罪	十四入	七月に於ける犯罪	二十入
二月に於ける犯罪	十五入	八月に於ける犯罪	四入
三月に於ける犯罪	二十六入	九月に於ける犯罪	十四入
四月に於ける犯罪	十四入	十月に於ける犯罪	十二入
五月に於ける犯罪	十五入	十一月に於ける犯罪	八入
六月に於ける犯罪	二十入	十二月に於ける犯罪	八入
計	百七十八		

にして季節に區別するに

一、小笠原島の某農家に奉公中勞働厭やで懶けて居りましたら主人の手代に小言を云はれ内地へ歸り度くなり放火したと云ふもの

一、活動寫真にて家の燃え火の盛に揚り其壯快なる光景を見たら夫れから面白くて忘れませんから家に歸り某家へ放火したと云ふもの

一、賭々事を仕まして負けたから今度は勝たうとして其場錢にせん爲金品を盗みましたと云ふもの

一、父氣むつかしくて愚圖々々云ひましたから何の目的もなく憤然家を出て食ふに困り悪い事なしましたと云ふもの

計 百七十人 (未完)

一人 一人 一人 一人

汝若し進まんぞ欲せば汝の所好に任せ群衆を押分けて萬人が均しく達せんぞ熱望する門戸に入らざるべからず汝の位置を堅固にしつつ銳進せよ靜止するは則ち前途の希望を抛擲するなり

(モンテペグ)

雜 纂

○讀法窓隨筆

櫻井革聲

筆致輕妙行文流暢、而かも措辭平易にして俗耳にも入り易く、寓意深刻にして一度其籠中に入るときは何者か回避するを得んや、蓋し洒脫簡勁の筆能く世を醒まし人を諭し、兼て限りなき世態人情の變遷推移を識認せしむるものは實に本書の綱領趣旨たるなからずや

著者が司法官試補及び陪席判事たりし官僚生活の苦心を語るものは此書にして、其間に於ける一年有半若くは三年不鳴なる題下に、法典運用の緩急刑事探證の要訣等を談すること頗る精到縝密を極め、將た淺學下聞集、常食養成誌等の謔筆の如き所謂咳唾珠を成す者に過ぎずと雖も、悉く擧な規

誨諄々として警策の嚴且つ勵ならざるものなし試みに其二三を品隲すれば、未聞不見の上官連へ指導依頼の手紙を發するに際し、先づ繁文縷禮に過ぎずやと淡々叙寫し去り、青切符の購否を説いては毫も高官臭き眞似を装はす、物馴れたる監督書記の出迎に對しては却て裁判事務の整頓に疑問を懷けるか如き、眼光奚ぞ犀利なる、新聞屋の讚辭には一朝誹毀罪云々を輕染して油斷ならざる彼等の態度に言及し、時間勵行を叙しては早晚自家の勤勉化を默笑し、證書訴訟の論戰に讓歩云々を引いて虞芮の美談に其結を輕妙ならしめ、服裝論を點出しては節儉と吝嗇の徑庭あるを諷し、速に支拂ふへしの一段には申立の文言に狀師の迂なるを嘲り、次て日常辯護士を評過して言語道斷主義なりと喝破し、判決案の難易を述べては記録の精讀を從叙し、公示送達手續に誤ありて辯論延期云々を直説して、大に前途難關の横はるを歎じ靴音の高低に呼應の妙味を覺へしめ更に猫腫を賓説し

來り一轉吾輩は試補であるの一結に至ては、單に一文豪の作品に因める所謂神來の候なるも、亦彼の近松子が淀辰の院本に残れる「金の冠者ぬばかりなり」なる文詞の構成に想到し、轉た手腕の凡ならざるを三嘆せすんはあらざるなり。

吾人は嘗て靖獻遺言を繕き、慷慨激越の調朗誦の間自から眉楊り背裂くるの感ありき、而して其の斯くの如き所以の者は何ぞや、他なし忠勇義憤の餘烈、英魂毅魄の風丰直ちに人の肺腑を衝き髣髴として身邊に逼るか如き概あればなり、嗚呼忠蓋君を思ひ至誠國に許すの士に非んば焉んぞ克く此に至らんや、此他我邦に於ける山縣、山鹿、高野、熊澤諸家の如き一世に卓出するの識見を以て、能く時事を慨説する所ありしも或は朝議を蒙りて鞠獄坐死し、或は忌諱に觸れて幽閉禁錮せらるゝ等、當時筆禍の大なりしは想像するに餘りありとす。願ふに達徳有道の士が抱負を筆端に託して世に問ふや、是れ皆人世に裨補せんことを企圖せざるは

なし、然れども時勢に逆行するの言論は主義主張の如何に拘らず時に或は公益に害ありとせられ、或は亦反て利ありとして激賞を博する事情なしとせず、抑言論を以て世を經し編述を以て人を導かんとする者の用意たる、時の文野世の好尚に伴ひ固より一ならずと雖も豈夫れ尋常一様の事ならんや。

著者が本書に録述せる所は前節に於て概言するが如く、要するに皆是れ人を諷し世を警しむるの微旨を含蓄せざるなく、然かも其刺戟を隱約の間に包み、痛罵を滑脱の筆に馳せ、人をして拍案妙と叫び、掩巻快と呼はしむるは勿論、即下に溢るゝが如き其箴規の語言を覺らしむるは、寔に得易からざる本書の成功と稱すべきか。

若夫れ官海の涯りなき波瀾曲折を論じては、能く時弊を剔抉し、處世の要道を談じては人情の細を穿ち、膳羞の濃淡を説いては大牢少牢より繩暖簾の矢大臣に及び、幾んど其微を探らざるなし、蓋

し上長をして反省せしむる所あると同時に、下僚たる者の出處語默を苟もせざらしむる著者の希求を恢擴して、少壯なる官人は勿論一般人士に在ても讀んで履踐修養の恩實を得ること多大なるものあるや必せり矣、察するに著者は斯間何等か歎慨する所あるか、將た慷慨ならざる所あつて此語を爲せし乎、潜妄多罪于時大正五年九月上澁稿を城南澁谷街の茅簷木犀花芳處に屬す。

○關西の兒童教育

鐘淵紡織神戸工場を経営して居る女學校、職工學校、擔任學校、幼稚園等の各種教育機關は其設備に於ても教育の實質に於ても官公立學校の遠く及ばざるものかあつた、近年の率増進と云ふ事が盛んに唱道された結果として今日世に行はれて居る補習夜學校と云ふ様な畫圖らしい夜勉強するさ云ふ様な事は健康上にも頭のためにも宜くない事となつて獨逸のミュンヘン等では數年前から少半労働時間の繰上げ繰延へを斷行し補習學校はその労働前或は労働後に於てする如くし非常の効果を收めて居る、鐘紡では夙に是を實施し畫圖からせて夜勉強させるさ云ふ様なことはさせぬ半日働いて半日勉強させる様に定め

てある、之は一寸と聞く變な話だが深く調へると此方が會社の爲めにも職工の爲めにも双方利益なるものだから面白い、次に小學校の設備に付て一番完備して居ると思つたのは京都で中々行届いて居た大阪の特殊の裁縫學校も面白いと思つたが育英高等小學校は兒童の希望に依り中學へ行く者、海外的商業に従事する者、國內の實業に従ふもの又工業を修むるものと云ふ工合に區別し其れに適した教育を施し著しき効果を收めて居た尙暑中休暇中の施設としては京都が一番見るべきものがある、先づ一般的に運動場を開放するは云ふ迄もなく、處弱な兒童の爲めに阿彌陀呼に休閒學校を開始し又各學校は毎朝東山の將軍塚まで登山會を催し尙今年は大規模の海上學校を開始した、此れは大阪商船の汽船を借入れ二週間の豫定で瀬戸内海を周遊し所在の名所舊蹟を見學し海に馴れぬ京都人の海上趣味を興へると云ふにある定員は六百人で費用は子供一人僅に五六圓非常の盛況で第二回を舉行することゝ。

○感化救濟事業地方講習會

(守屋東京市教育課長談)

ては七月三日より感化救濟事業地方講習會 内務省に於懸會議事堂に於て開催し同十二日閉會せり其講習日数は十日間にして出席者は三百九十人なり、而して其講習科目は實に左の如し

一 救濟要義、音兒事業及保育事業

- 一 遊戲運動
- 一 兒童衛生
- 一 低能性兒童に對する注意
- 一 救濟事業
- 一 兒童心理
- 一 不良兒童と宗教教育
- 一 感化事業
- 一 兒童生理
- 一 救濟事業經營に關する注意

以上の諸科目に付講習ありしものとす、蓋犯罪防遏の社會政策たる感化救濟事業の隆昌日を期して待つべきのみ

○ワイルス氏病

先頃來東京府下に於て往々黃疸に伴ふ熱病流行し、臨床甚たワイルス氏病に酷似するものあり、斯界の疑問とされ居りしが今回警視廳細菌検査所に於て六人の病患者及び二十餘頭の鼠よりスピロヘーテ(螺旋菌)を發見しワイルス氏病なることを證明さるゝに至れり、尙同病はペストと同じく鼠より媒介感染するものなれば一般公衆に於てもペストと同じく充分の注意を爲さ

るべからず、其症狀は初めに戦慄惡寒あり、熱度三十九度四十度位に至り、頭痛嘔吐を催し筋肉關節の痛を生じ精神朦朧として失神し數日を經過して黃疸を發す、而して肝臟膨脹し、二週間位にて輕快に赴くを常とするも百人中二十三人の死亡率を示して居る、其筋に於ても一般公衆衛生防疫上相當の處置を講究中であるが、個人としては第一從來ベスト豫防の爲めとのみ信じて來た鼠族の驅除にスピロヘータ豫防と云ふ新しい意味を加へて盛に實行するを可とす、且同病は獨り鼠のみならず汚水等にも含まれ居るを以て是等の掃除方も忽諸に付すべからず

希望は少なくとも貧人の得易き快樂なり

(ジエロルド)

多言の舌は萬事を攪擾す

(佛王チャールス)

自當自勵の資料たらしめんとの微志に外ならない

谷田局長は此の炎天の下落す如き室内……本省煉瓦屋内に於けるムサ苦數事務室内に例刻より例刻迄は愚か多くは日脚傾く其頃迄も、端然と椅子に腰打かけ、汗を絞りつゝ、机上堆積せる書類を一々査閲しては、片端より處分し去り吏僚を督しては一點遲滞なからしめ多々益々辨せんとするの概あるに至ては、元々精力絶倫の爲めでもあるうけれども、亦一には司獄官一般の勞苦と其境遇を憶ひ遣り、之に深き同情を有せらるゝ爲めにも由るのであるまいか我等は斯く信するの適當なるを見るのである

働

ある、労働は神聖也とは云ふもの、苦痛は則ち苦痛である、殊に炎熱燬くが如きの際のは更に苦痛である、而かも亦我局長は斯かる苦悶の最中來訪者も尠くないのであるが、之に對しても些の面倒がある色のあるばこそ、欣々として歡迎應接一人として退けらるゝものがある、殊に感すべきは人に由て其法を説くの筆法にて各人面々其趣味と用ゐるに異にするに拘はらず、政治法律又は宗教哲學は云ふも更なり、文藝科藝果ては社會下層の世態人情の微に至るまで、何でも御座れの調子にて接衝談論せられ、來者をして皆何物か得る所あらしめずしては去しめざるの手腕……寧ろこは煉瓦と云ふべきであらうか、何しろ毎時と談論に花を咲かし風を起し、人をして夏の暑を忘れしむると云ふ實況が局長閣下の平生である

○時事だより

S、A 生

炎熱燬くが如し、何人も熱しく、苦悶の聲を揚げざるはない今日此頃、顯人富者は苦悶を尋ねて暑さを避くることを得れども、我等司獄官に至りては彼の所謂手から口への労働者等しく、汗に浸たり塵に塗れ、骨を削り血を絞つて、眞に苦戦苦闘せねばならぬ實況である、之も國家の爲めぞと思へば固より厭ふべきではないが、他面には富者顯人あり金に任せて、山に海に涼を追ふて享樂に日を送つて居る、惟へば世は様々、天は何故不公平にも斯くの如き苦樂涼熱の差別を以てするのであらうか、

凡俗の考より云へば左様に思ひ浮べるのも、強ち無理な苦情とも云へないけれども、然し之は人生には唯肉的生活あるを知つて未だ心的生活あるを知らない、極めて低級の考から起る所の苦情たるを免れない、苟くも司獄官の任にある者にして、斯くの如き不平を懷き自己の分際を忘るゝ様の人、よもあるべき苦でない之に就て本通信生が一言せざるを得ざるは、我谷田監獄局長の近狀である、と云ふものは一は以て享樂過居の人々に暗示し、一は以て我等僚友の

尙待記の止むべからざるものは、凡そ俗人は直ちに其才に誇り

位に儼り權勢に乘じて人を輕んじ下僚を侮るが常であるに、我局長に至ては此の點に於て些の俗臭あるを見出さないことは、既に周知の事實で獨り我輩の所見でない、或人は評して司法部内斯くも珍らしき平民的な官僚臭の無い、そして萬事に理解を有する活氣旺盛の快男兒が、多くあるのであるうか云ふて居るが蓋し之は日夕親接する者が、適評として許さざるを得ない所であらう、而して流石に多年法官として檢査を積み、經驗のあることで常識に富み人情に厚く、頭腦も明敏である上に博覽強記の天稟を以てし、判斷迄明確であり、而かも苟くも公務上の事になれば、嚴密に感情を制し、趣味の異同や好惡に依て人を取扱ふ如き傾向は斷乎として之を執らぬと云ふ公明正大の聖志鐵腕のある所、到底尋常人の企て及ぶべきではない、察するに僚屬が尤も欽仰措く能はざる所の點も、恐らく此所に存するではないかと思はれる

而

して彼と云ひは云ひ我監獄局長の實例は、以て下僚たる司獄官の總てが學んで習ふべき點の尠くないことは、言を俟たざる所であるが、就中其彼を親み之を疎んじ彼を愛し之を憎むが如き、不公平の心なき公明の聖志正大の鐵腕に至つては、宜く之を以て各自の範とせねばなるまいと思ふ、我輩は信する即ち斯心と其態度のある所、必ず先以て其周邊に同氣相求め同臭相賴り、私黨分立利を爭ひ權を弄するが如き、禁風陋習の起り得ないことは勿論として、更に氣風向上して眞心憂世愛國の大志も醗酵醸成し來るに相違なく、

從て司獄界一般の空氣が更に清新を加ふるに至るべきは、明かなる成行と謂はれねばならぬ。

我輩は局長閣下の近狀に感激して大に敬謝の意を表すると同時に、我僚友各位の奮闘振りにも嚆想し、茲に衷心よりの敬意を表して止まざるものである。

○前橋使り

高 田 生

◎少年夏季講習會閉會 我監獄職員同盟會の少年夏季講習會は前便に概況申上候通り其後引續き講習致居候處九月一日より各學校の授業開始に付八月三十一日の天長節を以て閉會の式を舉げ茲に第三回講習會を終了致候其學業成績等に就ては何分短時間のことに屬するか故に今具體的に表明すること能はず候得共盛夏一ヶ月の休校期間を利用したるの結果は確かに兒童の精神及肉體上に及ぼし決して徒爾ならざりしを確信するものに候、閉會式には時節相當地方の生命たる蚕糸業多忙の時期なるに拘はらず少年父兄の會する者八十有餘名にして午後二時開會先づ生三教誨師より會の経過及成績に關する報告並將來の希望を述べ次に一同「君が代」を合唱し會長渡邊典獄より皆出席者、缺席ある者、幹事(原董中より選任)等に對し天々賞品(文具)を授與し次で同會長の訓話、藤原教誨師のお訓話、螢の光の合唱等ありて茶菓を饗し夫れより兒童の考案に成れる種々の餘興(何れも教科書中より採擇せるもの)ありて午後五時終了一同和氣霽々裡に散會致候

◎渡邊典獄訓話(大正五年八月三十一日少年)

扱て本日第三回少年夏季講習會の閉會式を舉ぐるに當り、我輩にも拘はらず皆御臨席下されたことは私の大に満足する所であり、本會は此間開會したやうにありますが早や一ヶ月を經過しまして閉會するに至りました。此期間は最も炎暑酷烈の候であるにも拘はらず指導の任に當られし方々は此暑中休暇期に於て心身を靜養して更に大に活動するところの準備を爲すべき必要もあり、又一面から云へば一部の人が休暇すれば他の勤務の人は夫れ丈れ多忙になる譯であるのに何れにしても公務の外に本會の爲め毎日熱誠懇切に少年を教導下されたことに對しては深く感謝する次第であります。又父兄諸君には私が前來主張するところの本會の趣旨を能く御諒解あつて色々家事上の都合を繰合し力めて子弟を出席せしめられ、殊に昨年より、官舎外の方から多數出席あつたことは洵に私共の喜ぶ所であり、尙又少年諸君も此暑い盛りに毎日能く此處に集まつて復習やら豫習に熱心勉勵されたことは最も喜びに堪へぬ次第であります。愈々明日より學校が始まることであるが私は是迄聞く處によれば此夏期休暇の時に前に習ふたことを忘れて仕舞て困る、そこで休暇中の日課を定めて復習させる、そうして前後の聯絡を付ける様にすることである。然るに諸君は幸に毎日此處に來られて復習も豫習も出來其の上諸君の將來の爲めに修る處の重い責任者である。即ち我日本帝國の將來は諸君の頭の入れ方に依て治長盛衰が分れるのである。今日より諸君ばかりでない、父兄方にも能く御考を願ひ度い。國民一般の觀念が大分進んだやうでもまた、頭の中には封建時代の狭小な考が残つて居る前橋の如きも十何萬石と云ふ大名の下に土農工商と云ふ懸隔の甚しい階級的時代の遺習が残存して諸君の事に力齷を入れて争ふ人もあるが是から後は世界を眼中に置き日本帝國と云ふことを土產として事を爲さねばならぬ。即ち國民一致して帝國の爲めに世界に當られねばならぬのである。有ゆる外國人と交はり他の權利を侵さず自國の權利は一步も侵されぬ様にしなければならぬ。夫れにば封建時代の狭小な考ではいかぬ。飽覽舉國一致である此國民の一致の精神を養ふことか今日の子弟を教養する上に最も大切な點であると思ふ。此れが父兄諸君に對し注意を希望する所であり、

養上の訓話を聴き至極有益に此期間を過されたのであるから學校に行つてから諸君も宜し又先生方も教授上御便宜があらうと思ふ。然し乍ら果して其通りであるがどうか明日以後の學校の成績に現はれるのである。若しも學校に於て學科の成績も品行も向上したことが先生方に認められねばならぬ。此折角の講習も何の效がないのみか反つて笑を招くのみである。假令僅かの講習にしても幸に多少成績の向上を認められたならばそこで始めて會の目的の幾部分を達したことになるのであるから諸君は是非其今後の學校の成績に於て將又平素の行動に於て折角勉強の効果を現はして貰ひ度いのであります。又本會は是れて第三回目で人の年ならば三歳になりました小兒が大人になると同様に漸く知能を重ねるに隨て其成績が上らなくてはならぬ。假令寺小屋的の小さな仕事でも段々出來上つて諸君が大きく成つてから社會の爲めに有益に活動することになつたらば小さい仕事の結果が大きな利益となるのである。始めから大事を企てても其結果は倒さきに却て何の利益もなく世の笑を招くに終ることもあるであります。故に諸君は此小さい會の趣旨を頭に入れて折角勉強して將來立派な働きを爲る人となり會の目的を達しなければなりません。殊に今日の諸君が青年の時代になつたならば必ず時勢が一變する世界に於ける我日本の立場が變つて来るに相違ない。我々が今迄の様な考を持て居てはいかぬ。同様に諸君も常に日進月歩の時世に適應する處の考を持ち世の中に後れぬ様にしなければならず、諸君は將來の日本帝國を立派にする

る處の重い責任者である。即ち我日本帝國の將來は諸君の頭の入れ方に依て治長盛衰が分れるのである。今日より諸君ばかりでない、父兄方にも能く御考を願ひ度い。國民一般の觀念が大分進んだやうでもまた、頭の中には封建時代の狭小な考が残つて居る前橋の如きも十何萬石と云ふ大名の下に土農工商と云ふ懸隔の甚しい階級的時代の遺習が残存して諸君の事に力齷を入れて争ふ人もあるが是から後は世界を眼中に置き日本帝國と云ふことを土產として事を爲さねばならぬ。即ち國民一致して帝國の爲めに世界に當られねばならぬのである。有ゆる外國人と交はり他の權利を侵さず自國の權利は一步も侵されぬ様にしなければならぬ。夫れにば封建時代の狭小な考ではいかぬ。飽覽舉國一致である此國民の一致の精神を養ふことか今日の子弟を教養する上に最も大切な點であると思ふ。此れが父兄諸君に對し注意を希望する所であり、

さは實に本會の光榮とする所であり、之に付ても今後一層出来る限の奮勵努力を要するは勿論又如何なる方針を以て進むべきかを研究しなければならぬと思ふのであります。

殊に又近頃少年若くは青年の善導が云ふことが世の大問題となつて各方面に於て研究して居るけれども仲々六ヶ敷い仕事であるし又種々の方法もあらうけれども色々の故障もあり思ふ様に参らぬことか澤山にあるであらふと思ふ然るに幸に當監の如きは假令不完全ながらも此處に此會を開くことの出来るのは仕合のことであります、私共が微力ながら心事を勞し又皆さんも御靈力下さるゝことであるから何卒長成續を擧げ若しも他の模範ともならば望外の仕合と存します。夫れには前にも申す通り少年諸君は先づ學友相一致して學業に勉強し品行を正ふし教師の教訓を守り不遜の行爲の無い様にならなくてはなりません、僅かの學友間に一致を欠き喧嘩を爲たり詰まらぬ事に心を奪はれ大切の時機を過したならば將來取り返しの付かぬことになりませう夫れでは本會を開いた教もなく諸君の爲めには甚だ不利益で將來第一等國民として我日本帝國を奮發して立つことは出来ませぬ、何卒諸君は私の御參考に申上げたことを能く諒解されて立派な人になられんことを希望致します、長々と御問答しかつたらうと存します是れで御免を蒙ります。

(高田看守長記)

○盛岡監獄入佛式の概況

盛岡監獄教誨堂は明治二十年の建築に係り其の構

造の不完全なるのみならず佛前の裝置森嚴を缺き教誨感化上遺憾尠からざりしを以て昨年來一部の修補を加へ一面本派本願寺へ照復を重ね今回御本尊本像竝御厨子其他の寄贈を受けたるを以て本月六日入佛式を舉行せり當日は特に本願寺より仙臺駐在管事北昌師を派遣せられ來賓として川井盛岡地方裁判所長、小野寺同裁判所檢事正、千葉判事、新妻檢事、本派本願寺派出布教師山崎教道師、大谷派派出布教師林正觀師及び市内各寺院住職、岩手保護院理事、顧問等にして午前十時受刑者一同を教誨堂に集め次で正裝せる北昌師始め各僧侶豫て設けたる席に就き之れと相對し來賓竝引野典獄以下各職員參列し席定まるや先づ神谷教誨師は一同起立の裡に恭しく佛殿を開扉し次で引野典獄舉式の旨を告げ引續き在監者に對し告諭文の朗讀あり次で神谷教誨師佛前に進み表慶文を朗讀し夫れより讀經に移り其の間典獄竝來賓の焼香あり次で在監者總代をして焼香を爲さしめ讀經終了後北昌

師より一場の教誨あり今其要領を記せんに師は教誨の冒頭に『木繁茂せしめんとすれば其根を固くせよ水の流れを長くせんと思はば其源を深くせよ』との古語を敷衍して萬事根源の薄弱なるものは遠からずして動搖を來たし畢竟善良なる効果を收むる能はざるが如く人生も亦斯の如し如何に高遠なる理想も根據不確實なれば實行するに難く之れを實行する能はざれば唯だ空想に終るのみ吾人が世渡りを爲す上に於て最も確乎たる根源は唯宗教上の信仰心ある而已信仰とは神又は佛を信するにあり故に老幼男女を問はず貴賤貧富の差別なく誰人にも爲し能ふべきことを述べ佛心を親子の情に擬らひ父母の慈悲心深きことを平易に説き師が曾て孤兒院參觀中未だ温かき親の愛情を味はざる孤兒が其の談話の裡に親を慕ふの情歷々として表はれ無量の感に打たれたることを談じ又日露戰爭從軍中第五師團騎兵隊に於て吉田政之助なる一上等兵の愛馬愛宕號が敵彈に斃れし主の遺骸を遠く彼方

より口に咬へて歸隊し其後主の亡き跡を慕ふものゝ如く日々悲しく泣き叫び遂に一物をも食せず殉死したる實見談を引例し這の頭是なき孤兒の一語畜類としての馬の行動威な感恩の發露せしもの外ならず信仰上に於ても要は這の感恩にあり即ち謝恩の爲めには如何なる犠牲も辭せざるの確信あれば念力佛心に共鳴して安穩なる精神生活を爲すことを得へく滔々約一時間に亘り熱辯を揮ひ言々句々肺腑より出て滿堂數百の罪囚は恰も酔えるが如く多大の感動を與へ中には感極まりて涕泣せし者尠からざりき右了て典獄閉式を告げ夫れより引續き事務所樓上に於て來賓一同に對し午饗を饗し一同退散せしは正に午後一時なりき式上に於ける引野典獄の告諭文及神谷教誨師の表慶文左の如し

入佛式告諭文

茲に本日なす入佛式を舉行するに方り紳士各位の貴臨を辱ふし式上に隆顯なる光彩を添へたるは當に小官の光榮たるのみならず本監幾多在囚の爲めに感激措く能はざる所なり

本教誨堂は明治二十年の建造に係り其の設計不可なるのみならず佛前の莊嚴を缺くこと久し従て法蓮に教誨に遺憾亦尠からず赴任以來深く之を憂慮せしか昨年來一部の改造修補を加へ繪面目を一新したるを以て本派本願寺に往復交渉して相好端嚴なる佛陀の尊像と金色燦爛たる佛殿其他の寄贈を受け恭しく之を本教誨堂に奉安し茲に入佛式を舉行するに方り特に本願寺より仙臺駐在管事北島師を派遣せられしは深く本願寺の厚意を謝すると同時に小宿宿昔の志望を達するを得たるは無上の満足と感謝を表現して止まざる所なり

緣ありて法蓮に列せる汝等仰て佛陀本尊の慈光に浴し俯して莊嚴なる佛殿を拜し果して如何なる感想がある等しく是れ帝國臣民なるにあらずや一度人倫の大本を短り法規を逸して一身を罪科に投し今や拘禁の境遇に在りとも夜半人靜まりて默考すれば誰か亦人道を辨せざるものあらんや況んや奇しく因縁あり今日此の法蓮に際會するに於てなや思一度爰に至るまで幾く醒め自ら既往の罪科を悔悟せずして可ならんや然り汝等は今より佛陀の照鑑に因り更に再生の人となり既に汚染せる心身を清め益々佛陀の大慈大悲の法力に歸向して翻然改悛の實を擧げ義勇奉公の國民性に復歸せんことを深く心魂に銘刻せよ之を以て告諭す

大正五年八月六日

盛岡監獄 典獄從七位 引野 信夫

は皇國の忠貞に復し死して安養の素懷を遂げしめられ現世及未來世に亘り洪大の利益を被らしめられんことを

謹白

大正五年八月六日

教誨師 神谷 龍海

汝の天より賦與せられたる事業を爲せ然らば汝は如何程大なる希望を懷くも可なり如何程大なる計畫を肯んするも可なり今日は汝の使用するが爲めに「フ・ザ・アス」(希臘の影像師)の巨鑿の如く埃及人の泥鐫の如く將たモリス若くはダンテの筆の如くにして凡て是れ等と異りたる絶大のものあるなり

(エマーソン)

表慶文

于茲本日新に佛像を迎へ奉り恭しく入佛慶讃の法蓮を設けらる小納偶々乏を本監職員の本座に汚し以て此稀有の勝縁に値ふことを得たり慶喜何者乎之に加へん

伏而惟るに佛教法門無量にして佛及佛土亦無數なり機根若優劣にして如法觀行の資たるんには何れの法何れの佛何れの佛土が行くとして可ならざるなしと雖も悲哉我等愚劣不堪の機迷想瞋見の質爭か通途自修の法に依て出過三界の望を達せんや於此法藏薩埵の願心切りにして幾多歲月の功を積み彌因感果して遂に三世十方の救主を爲り身を現し土を攝へ普く利物濟生の覺體となり給へり今眼を瞻仰し奉る阿彌陀佛の尊像即ち是なり嗚呼我等何等の多幸ぞや水多きに水多く摩多きに徳多し煩悩却て菩提の善因縁たるに至らんとは

淨土論に云觀佛本願力過無量過者能令速滿足功德大寶海と祖師之を和して本願力にあひぬればむなくする人をなき功德の寶海みち／＼て煩惱の濁水へたてなしと讃せられたり今や此に時到了機熟し本願の救主阿彌陀尊像正しく來現しませり自今以後此寶前に跪坐し合掌し歡喜渴仰の涙に咽ふ者幾百なるを知らん人生の慶事豈之れに過くるものあらんや是れ偏に大正聖世の餘澤にして皇恩の深且大なる亦感荷せずして可ならんや

伏而願くは佛陀於哀の大悲速かに囹圄可憐輩の頭上に及び生て

保護

○新潟縣出獄人保護會近況

東本願寺法主大谷伯爵令弟宣暢院臺詔師は慈善救濟事業に關する實況視察の爲め久しく歐米各國に巡錫せられ其新思想の豊富なることは斯道從業者の仰欽する所なるが今回北越地方の各慈善事業に關する實況視察として新潟市へ來られたるを好機とし市教育會、青年會其他の主催にて昨二日午後三時市內本町通九番町積善組合内圖書館仁堂に於て講演會を開き師は不良少年の感化、冤囚の保護に關し懇篤剴切なる講話を施されたるが聴衆數百名にして斯道鼓吹の爲め頗る有益なりし講話了て新潟縣出獄人保護會、縣立感化院新潟學園、私立盲啞學校育兒院等を視察せられ歸途七時三十分白山公園の借樂館に於ける有志の茶話會に臨まれ種々有益の談話ありたり

○刑餘者に對する表彰

◎刑餘者に對する表彰 我管内群馬縣佛教聯合會を始め地方各保護會當局者の熱誠なる努力に依りて其事業成績の漸く良好に赴きつゝあるは洵に喜ぶべきことに有之候殊に前記聯合會の直接保護に付せしもの、中既に保護を解きたるものにして前橋市内に獨立して一家を構へ正業に就き寒暑を厭はず風雪を意とせず星を戴て出て月を踏むで歸るの實踐躬行數年一日の如く未だ曾て秋毫も倦怠の狀なく隨て家計日に整ひ今や若干の餘財を蓄積し當に刑餘者の鑑たるのみならず其經歷を知ると知らざるに拘はらず一般人の感賞を博するに至れる者あり、又未だ保護を解除せざるも常に能く會の指導に従ひ嚴暑金を鏢かすの候終日身を炎天に曝して勞働に従事し今や若々改悛の實を表はしつゝある者亦少なからざるより渡邊典獄は斯かる成績良好の者の續出する機會に於て其優良者を選

拔し我職員同盟會より之を表彰し以て益善行を獎勵せんことを聯合會に謀りたるに同會にては大に之を喜び七名の優良者を選定せるを以て先般孟蘭盆會の休業日を機とし當盤に招致し聯合會長佐田理事及水野主事參列我職員同盟會評議員(看守長、監獄醫、教誨師)列席の上渡邊典獄より白綿單衣地一反つゝを贈與して賞詞と一層の奮勵を促がし尙ほ生三教誨師よりも一應の希望を述べ最後に佐田聯合會長の挨拶ありて式を終り受賞者一同は意外の厚遇に感激し將來の精勵を誓ひて退出せしが其後同會の報告によれば受賞者は益各自の業務に勉勵し居るのみならず之に與からざる他の被保護者も此深き同情に感奮し何れも謹慎精勵しつゝありとのことに有之候蓋し此表彰は當に彼等改悛の道程に在るものをして益向上せしむる所の興奮劑たりしのみならず將來一般被保護者を誘導獎勵する上に於て多大の効果あるを信して疑はざるものに候、尙茲に特筆すべきは此表彰せられたる者

保

護

は何れも盜罪其他の破廉恥罪の前科數犯を有し相當資産ある農家に人と爲りたるも放縱懶惰の結果犯罪に陥り爾來有ゆる惡事に耽り遂に親族近隣の擯斥するところとなりたるもの又は數犯の結果郷黨の伍するものなく眞に頼るに人なく住むに家なき憐むべき境遇に墮落せる者等にして孰れも出獄後彼等の爲す儘に放置せば直に犯罪を累ぬるは必然なれば是非之を保護善導し獨立自營の人たらしめんものと保護會に托せしもの、實は甚だ覺束なくせめて保護の力に依りて幾干なりとも犯罪に遠ざからしめたとは蓋し當局者の彼等出獄當時に於ける内心の豫期なりしならん然るに前述の如く寧ろ豫期以上の好成绩を收むるに至りたるものにして畢竟保護の宜しきを得たる結果に外ならず實に彼等各個人の幸福たるは云ふまでもなく國家の爲め慶祝すべきこと、存候是に依て之を觀るも益深甚に免因保護の必要なる所以を感ぜらるゝと同時に釋放時に於ける監獄の措置、保護の方法、誘導

獎勵の手段、保護當局者の努力等大に研究と奮勵とを要すべきは勿論又一面彼等に對する同情の如何が如何に重大なる關係を彼等の將來に有するものなるかを極めて痛切に感じたる次第に有之候
(高田生)

○大分縣保護會講演會

佛教協濟會は本年七月二十日午後三時大分縣直入郡竹田町郡會議事堂に於て各町村長各小學校長の會議開催を機とし免因保護事業に關する講演會を開く先つ日野郡長は開會の辭と各自斯業に貢獻すべき旨を述べ住江典獄は免因保護事業の必要並に事業經營に關しては社會一般の精神的援助あるに非らざれば其目的を達する能はざる所以を詳細説明し次で龍野教誨師は保護事業の三寶と題し當事者の熱誠資金の準備及社會の同情を要する理由を演へ多大の感動を與へられたり此日出席したる者は郡内有力者にして警察官宗教家を加へ凡そ八十

名午後六時閉會せり

普濟會は翌二十一日同郡久住村正法寺に於て免因保護講演會を開く會する者警察官宗教家郡會議員村會議員在郷軍人分會長篤志家等約百五十名渡邊普濟會長は開會の趣旨を述べて紹介し住江典獄龍野教誨師は大體前掲同趣意の講演を爲し尙住江典獄は各地保護事業の進展の状況を説き飽迄同情慈悲の念を以て社會保護の目的たる斯業に貢獻せられたしとの希望を述べ是亦多大の感動を興へられ

○興善組合の報告

○興善組合長中村日錦氏より左の報告ありたれば大方の參考として採録せり

千葉縣千葉郡生實濱野村濱野本行寺中

興善組合内

直接保護人 茶 岸 倉 吉

六十五歳

右者本籍本村北生實の住人なりしも北海道に寄留し土木請負業

なるべし余は君が謝辭を受くるも物品を受くるを欲せずと聴く取て動かす猶曰く歸りの遅きは主人は面白からず疾く行けと云しかば青年は其意を諒し自轉車に乘し貳拾錢を茶箱に投入し疾走し去れり

倉吉は歸所前記の旨を報告し該金の返還を申出たり依て本組合は其旨を領したりしに翌三日商品仕人を幸ひ千葉町に金文足袋商を尋訪し主人及彼の青年に會し貳拾錢を返還し歸所したりしが同店員等倉吉の何者にして何處に居住せるやを告げざりしかは只だ奇特の者として感謝し居らるゝならん

○保護兒童の研究

兵庫縣土山學園々藝醫兼教師池田千年氏は保護兒童の教育治療に従事すること七年間に得た研究業績を此程發表した、保護兒童一四四人の中遺傳(精神病、神經病、犯罪性格不良、酒客、結核、微毒等)あるものが非常に多くて四五・八%を算し、身體は短く頭圍小さく體重胸圍の大きい不平均な體格である、變質徵候も亦多く、身體的變質徵候のあるもの八八・六(一%)で其中注目すべきは頭蓋の左右不均なるもの一〇、瞳孔が虹彩の中央に無い

を爲し居る中強盜傷人の罪にて明治卅二年十二月廿八日懲役十七年二月十三日の刑を受け大正四年二月八日假出獄を許され本組合の保護人となり次て大正四年十一月十六日一ヶ月二日の恩赦に浴せり

同人は始め日雇労働に従事せしめしが老年永久の計にあらずと思ひ本組合は茶種子物の行商を命したりしに孜々勉勵専念斯業に従事せしを以て出獄當時持參の六十餘圓の内二十圓は郵便貯金に他は商法の資金に供し今や一年有半資金倍額し營業器具等價格五十餘圓を算するに到れり

本月二日午後四時半行商區域にして本組合を距る四里弱なる野田地方に行商し歸途鎌取區の中間原野人跡稀なる里道を歩行せしに一の古風呂敷包遺失あり取り取て在品を調れば五圓二枚五十錢銀貨十枚二十錢二枚實檢印二個在中の古釜日あり風呂敷には『金文』なる記號染出ありし而して現場を去る十丁餘の地點に來りしに顔色青さめたる十七八歳の青年自轉車を引き來るに會せり或は遺失主にはあらずやと推し『君は金を落さざりしや』と尋ねしに該青年は然りと答へ僕は金文足袋商の店員なるが主命に依り地方に掛取りに出で其集金を遺失したりと附言せり依て風呂敷の色合模樣金員の補別等照合するに一も相違せず一點疑ふべき餘地なかりしを以て其青年に返附した可しに青年は深く其厚恩を感謝し直に貳拾錢を取出し贈與せられしが倉吉は君は主命にて掛取先ならずや今差出せる金も亦主人の者

もの八(上外方に偏するものが多かつたといふ)、齒列の不規則なもの一〇、生來性ヘルニヤ四、陰莖の發育しないもの二等である、精神的及神經的變質徵候を有するものは二七(二九%)で就中遺尿九、吃音三、幻覺あるもの二、色情の著しく遅いもの三、衝動行爲あるもの三、顔貌に就ては眼球落付かず俗に所謂盜眼と稱するものが三四、凝視するものが一八、癡愚狀顔貌四等が注意すべく、總數の中顔貌の様様に思はるるもの七三人あつたが之は入園當時の記載であつて保護教育を施すに従つて異狀の顔貌を呈していたものも漸次尋常の顔貌となるものが多いといふことである、感覺機關に障礙あるものは八一で障礙のないものが六四に過ぎない其障礙中多いのは聽覺障礙者(三二)視覺障礙者(一一)嗅覺障礙者(二二)皮膚覺障礙者(四)等である、精神能力に異狀のあるもの五五(三八%)で魯鈍及癡愚五三早發性癡呆及癲癇各一〇、入園當時異食症あるものが二人あつたか入園

後教育によつて治したといふ

入園前實父母の保護を受けたるものが三七(二六%)、實父母共に無いか或は其一方を缺くものが一〇六(七四%)で、此中實父のみのものが二九、實母のみのものが一九、實父繼母の者が一七、實母繼父のものが六、浮浪にあつたものが五である、都會は村落に比べると保護児童を出すことが遙かに多くて、即ち村落は保護児童一人に對し戸數五八九〇の割合となるが都會は一三九九の割合となる、保護者の職業は農業が最も健全で商、漁業が之に亞ぎ工業は比較的多數の保護児童を出し雜業及無職は最も健全であるといふ統計になつて居る

○京都府免囚保護聯合會

協議會及講演會記事

一、協議會

九月六日午前九時より京都府議事堂にて協議會を開き其出席者は府下各保護會の代表者にして莊林

副會長議長席に就き本會提出の注意事項及京都監獄、京都感化保護院提出の希望事項を附議し、正午を以て散會せり、その希望及注意事項別紙の如し

二、講演會

午後一時より同場所にて講演會を開きまづ兩森會長の「開會の辭」について、左記木内總裁(京都知事)の訓示あり

京都府免囚保護聯合會は茲に講演會を開き益々其事業の進歩發達を圖らんとす

夫れ免囚を保護善導して之を良民たらしむるは社會政策上の要務なり本府管内は諸君の盡瘁に依り市郡悉く保護會を設立し其數既に二十有五の多きに上り益々盛況を呈せるは誠に多とする所也

顧みれば近く兩度の大喪及大典に際し恩詔屢々囑園に降りて罪囚多く惠澤に浴せり 天恩鴻大誰か感泣せざらん然るに是等出獄者より復た犯罪者を出すが如きことあらば誠に恐懼に堪へざ

が當日は執行檢事正、椎名膳所典獄等知名の士を初めとして熱心なる斯業従事者等豫期以上の來會者ありき

る所也諸君深く聖旨の存する處を體し居常彼等を誘導して改過遷善の實を擧げ再び刑辟に觸るゝことなからしめ以て長へに正業を營み其堵に安んせしめんことを要す
然れども本事業は性質上經營困難にして成果を收むる決して容易ならず要は絶へず感化誘掖の方法を講究し漸を追ふて功を期するに在り今講演會を開催せる趣旨も亦是に外ならず
予は諸君が其任務の重大なるを顧念し其堅忍と努力とを希望して止まず

大正五年九月六日

京都府免囚保護聯合會總裁木内重四郎

それより京都監獄教務主任富井隆信氏の「保護事業の必要に就いて」京都監獄典獄赤塚源二郎氏の「保護思想の普及に就いて」京都府警察部長三矢宮松氏の「防惡の餘裕あらしめよ」監獄局事務官眞木喬氏の「免囚保護事業に就いて」何れも有益なる講演あり、莊林副會長の「閉會の辭」を以て閉會せる

我目的を達んせが爲めに深切を盡す者は感謝を受けるの價値なし (英國俚諺)

事業の巧に始むるは半遂げたるなり

(ラレー)

彙報

○遭難者に對する義金募集 客月二十三

日網走監獄に起りたる囚徒の暴行事件は近來稀有の慘事にして爲めに看守の殉職者を生じたるは誠に遺憾の極なりとす之に對し同監獄大谷氏は殉難看守遺族へ香奠及び重傷者慰藉の爲め義捐金募集方依頼あり元より至當の處置として深く同情に堪へざる所なれば本會は夫々贈與金送付の都合なるも更に地方部多數の會員諸氏に在ても御同情相成相當慰藉の道を講せられんことを希望に勝へざる所なり尙兇行當時の模様は別項客記の如し

○受刑者の暴行看守の殉職 網走監獄在監受刑者強盜強

姦未遂無期徒利淵芳太郎同放殺未遂強盜役十五年太田外喜同強盜殺人無期徒利高橋壽平同居居侵入竊盜已決囚逃走強盜役十五年瀨戸口仁之助同強盜強盜役二十年今井留吉等は八月二十三日午前十一時三十分第一工場(指物、裁縫、機械、彫刻、靴、經師工等)に就業中晝食後就業の汽笛鳴るや工場東端近くに居る間瀨芳太郎が突

彙

報

報等に依り吏員現場に馳せ着け夫々取録めを爲せしも瀨戸口仁之助は逃走し又間瀨芳太郎は屠殺して倒れたり尙共謀者中今井留吉は當日出役後隣座離役因金田佐七郎の器械箱より竊に小刀一挺を取出し之を研ぎ必要なきに板を削り居るを佐七郎が認めて不審を起したるより彼の隙を見て小刀を取返し置たり彼は暴行の始まるに當り小刀の見へるに當惑しながら同工場出入口を開鎖し他囚の第二工場へ急報せんとする者を妨ぐる等幫助の行爲ありしも遂に其機を失し兇行に參加せざりしものなり

以上の兇行は極めて短時間に遂行せられたるものにして諸種の事實を綜合考察するに午前十一時三十分より同三十六分迄僅かに六七分間に終了せるものなり何れも無期若しくは長期にして出獄の期遠きより自暴自棄に陥り此舉に出てたるならん

○刑事被告人の逃走未遂 長野監獄松本分監在監強盜傷

入被告事件南谷初太郎は八月三十日裁判所へ出廷強盜十年の宣告を受け看守が共犯者に手錠を施さんとする刹那初太郎は突然躍出法廷右側の窓に躍上り外欄を飛越し逃走せるも看守に直ちに追跡して逮捕せり動機は長刑を悲觀せるならん

○受刑者の逃走 小菅監獄在監強盜及竊盜五犯強盜役十二年

久我平三は九月三日午後一時四十分頃包藏せる合鍵を用ひ通用門を開扉脱出し第二工場に侵入し看守の洗濯服を一着竊取し第五工場に入り作業用の小帽子二個を持出し工場内の就業衣の帶四筋を以て結束し長さ一丈四尺三寸のものとし之を携へて第六工場の背

然立て經師工内に入り同因高岡藤助と爭論圖合ひ居るを當番看守大野來吉駆け來り兩人を引分けんとしたるに芳太郎は突然藤助を放して大野看守に組付き居る處へ高橋壽平馳せ來り裁縫用西洋鉄の一片を握り大野看守の背後より左肩胛骨下隅部を刺し肺臓に達する創傷を負はせ更に太田外喜が駆け來り芳太郎と力を合せ大野看守の帶剣を奪はんせしも同人は重傷に屈せず刀柄を握りて放さず格闘し居るを工場西見張臺に在りし看守庄司陽壽は大野看守の注意に依り電話にて戒護部へ急報せんせざるに瀨戸口仁之助が手錠を持って該電鈴線を切斷しあり依て直ちに抜劍現場に向ふ然るに仁之助は手錠を以て大野看守の左腕に斬付け同人が劍柄を放すや外喜は刀身を奪ひ庄司看守と格闘し外喜は斬立てられて退却するや壽平は小刀を握り横合より組付き看守の胸部を刺し即死せしめ大野看守は負傷後或は這ひ或は歩み約二十四間ある西見張臺に至り倒れて又起き上り電鈴を押さんせしも既に切斷せられて果さず傍らに在りし櫓槓棒を拾ひ取り「残念ダサー來イ」身稱ひたるも力盡きて其場に昏倒して復た起つ能はざりき此時巡回し來れる看守部長千葉太三郎は抜刀して大鳴「靜レ」を叫びしに外喜が先づ前に奪取せる刀を以て抵抗し續いて芳太郎は庄司看守より奪ひたる刀を以て壽平は鉄の一片を以て抵抗したり同部長は驅降偉大性活潑且つ學劍に長せるも素品製品等の置きありし爲め足場甚だ悪しく十分の働きを爲し難く數ヶ所の傷を蒙りて怯まず奮闘せしが遂に即死せり以上の兇行は第二工場の電鈴其他囚人等の急

後に至り階子を外壁に掛け茲に赭色の監房衣を脱棄て蹣跚逃走を遂げたり

○刑事被告人の逃走 秋田監獄横手分監在監強盜事件被告

入山口文彌は控訴申立に依り八月二十三日本監へ護送途中秋田驛より約二哩半の鐵橋に差掛る際午後三時頃看守の隙を窺ひ列車の戸を排し戒具施行の警車外の農中に入り逃走せり

○受刑者の暴行 神戶監獄在監竊盜六犯強盜役三年六月古賀

次郎は八月十七日行李工に就業中當日朝食の際味噌汁の分配方選延せりて主務看守に苦情を申立てたる爲め中央看守所より引出され部長より訓戒を受け後又工場に於て授業手より作業上の注意を受けたるに對し苦情を申居りたるを主務看守に報知せられたる爲め故意に飯杓子を破壊し申告を受け憤懣の餘り午前十一時五十分頃隙を窺ひ作業用の押通籠を以て看守の腹部臍窩を刺し尙ほ看守の刀身を奪ひ振上げたるも受刑者の爲めに抱き止められたり看守の負傷は臍窩に長さ二分深さ三分治療二日間を要すべし

○受刑者の逃走 金澤監獄福井分監在監受刑者竊盜其他五犯

強盜役五年三月小笠原新吉は七月二十九日就業中同日下午三時二十分頃本囚の見へざるを覺知し取調へたるに元々監獄内南側外圍板塀土臺下より構外に通ずる縦九寸五分横七寸の下水溝口に取付けある鐵櫓の前方底石板を取外し前部鐵櫓の二本を取除き殘餘の一本を曲げ構外に脱出し獄衣及び鉢を脱し裸體の儘東方に逃走したるの形跡を認め追跡の後舊福井城趾内の農園雜草中に潜伏せるを

同日午後四時十分逮捕せり。

○少年囚の逃走 浦和監獄川越分監在監受刑者竊盜犯惣役七月水落錦正は八月八日他囚と溝外に就業中午後四時三十分の罷業準備中看守の隙を窺ひ竊かに工場を出て附近の杉生垣を脱出し畑地を突切り逃走せるも分監の東南約二十町入間郡高階村街道にて川越警察署員の爲めに逮捕せらるる動機は工業上に付同囚と爭論し痛く憤激の餘り寧ろ逃走して此苦痛を免れんと企てたるに過ぎざるものなり。

○刑事被告人の逃走 宮崎監獄延岡分監在監竊盜事件被告人本出寛は七月二十四日夜より同二十五日朝迄の間に於て看守の隙を窺ひ遂て貨與せる眞鍮鑄番號札を以て監房食器差入口の内面を削り取り自己の發育不充分にして身軀矮小なるを利用し獄表着用の儘同所より脱出四櫛に攀ち登り夫れより外堀に移り逃走せるも追跡の結果警員の爲めに逮捕せらるる因に食器孔より脱出せるは同監にても曾て経験なきことの由なるも不注意の點は免かれざるを以て改造方計畫中なり。

○受刑者の逃走 山口監獄岩國分監在監竊盜惣役三年安田後一同贓物放置惣役三年松繁庄次郎の兩名は八月十五日午後三時三十分より同四時迄の間に於て同分監新警工事就業中木柵に繩を懸け足場とし逃走せるを發見し追跡の上警察と協力して逮捕したり。

○在監人の逃走 靜岡監獄沼津出張所在監人竊盜累犯惣役二年高柳四方作同竊盜累犯惣役二年赤池重同竊盜被告事件大島友治

同件福澤金藏同件杉山樹の五名は八月十五日午後十一時頃逃走せり前記四方作は八月九日より十一日迄雨樋の修繕を爲さしめたるに其際亞鉛板にて監房の合鍵各一個を造り包藏し居り房前の格子に箝めたる鐵棒を同囚赤池重と協力して之を壊め右手を差延べ錠前を外つし廊下を経て前に被告中同房にて親しかりし大島友治の房扉を開き他の同房者と共に脱して拘留監裏より官舎出入口に至り合鍵を使用したるも破損して開錠する能はず爲めに扉を沿ふて表門に至り監房の合鍵にて門扉を開き柵外に脱出逃走を遂げたり其後同月十七日高柳四方作福澤金造赤池重大島友治は逮捕せられたるよし。

○刑事被告人の逃走 秋田監獄大館分監在監竊盜事件被告人沖村末吉は八月二十日午前八時五十分頃監房搜檢の際戒護看守の隙に乘じ屋外に脱出し外堀を踰越逃走せるも同日午後五時頃縣下山本郡二ツ井町に於て警察の手に逮捕したりと原因は豫想以上の重刑なるを憂慮せるものならん。

○勅令第二百三號(大正五年八月十四日公布)

監獄官制中左ノ通改正ス

第三條中「二十五人」ヲ「二十六人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第二百九號(大正五年八月二十二日公布)

第一條 國庫出納金端數計算法第六條ノ規定ニ依

リ公共團體ヲ指定スルコト左ノ如シ

郡組合

市制第六條ノ市ノ區

北海道及沖繩縣ノ區

水利組合

北海道土功組合

朝鮮ノ地方費

朝鮮ノ府

朝鮮ノ學校組合

朝鮮ノ水利組合

臺灣ノ地方費區

第二條 國庫出納金端數計算法第六條ノ公共團體

ノ收入及仕拂中左ニ掲クル種目ニハ同法ヲ準用セス

一 法令ニ依リ當然公共團體ニ歸屬スル收入金
二 貨幣交換差金

三 外國貨幣ヲ基礎トスル收入金仕拂金
四 缺損補填金

附則

本令ハ大正五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

○宮内省告示第十三號

來ル十一月三日立太子ノ禮ヲ行ハセラル

大正五年八月三十一日

宮内大臣 男爵 波多野敬直

成續に由りて事業の得失を明にす

(ワシントン)

産業に由りて金錢を得談話に由りて智識を得
(ハバートン)

叙任

授旭日小綬章
叙勳三等授瑞寶章
叙勳五等授瑞寶章
叙勳六等授瑞寶章
各
典獄(大阪) 杉野喜祐
同 (福岡) 上田定次郎
同 (熊本) 山本鐵吉
同 (甲府) 屋山朝太郎
典獄補(神戸) 佐瀬庄三郎
監獄事務官 眞木 喬
通
大正三四年事件ノ功ニ依リ頭書ノ金額ヲ賜フ
叙正八位
叙從七位
任看守長給十給俸函館監獄勤務ヲ命ス
給五級俸(死亡)
任看守長給十給俸松江監獄勤務ヲ命ス
叙正八位
任看守長給十給俸松江監獄勤務ヲ命ス
看守長(松江) 箕島文太郎

給十級俸
十勝監獄釧路分監長ヲ命ス
十勝監獄勤務ヲ命ス
月俸三十八圓給與小管監獄勤務ヲ命ス
任看守長給十級俸東京監獄勤務ヲ命ス
叙正七位
任看守長給十級俸所監獄勤務ヲ命ス
叙勳七等
任看守長給十級俸所監獄勤務ヲ命ス
叙勳七等
休職ヲ命ス
同 (十勝) 飯泉米藏
看守長(十勝) 長山又四郎
同 (膳所) 奥村 輝
同 (東京) 峰 岸 邊
看守(東京) 野手甚之助
看守長(豊多摩) 小澤千代藏
看守(大阪) 宇田 象三
看守長(長崎) 尾崎吉治郎
同 (宇都宮) 柴 崎 綠
同 (十勝) 齋 藤 常吉

事業に費せる時間は決して損失に非ず

(エマソン)

會 報

○監獄協會々報

○贈與金

八月十六日附を以て元岐阜監獄看守角田兼吉氏外七名に對し會則第十一條第一項第三號又は第五號に依り參圓以上拾五圓迄の金圓を又八月二十九日附にて朝鮮總督府典獄鮫江震治郎氏退官に付内規に基き金三十圓贈與せり

○尾崎總裁嚴父の計

本會並輔成會總裁尾崎司法大臣閣下の嚴君行正翁は兼て病氣中の處去月三十日郷里に於て逝去せられたるに依り遺骨を東京に移し本月四日品川東海寺の塋域に於て莊嚴なる葬儀を舉行せられたり

○圖書の寄贈

長野縣須坂町壽泉院住職葦澤義定師より『佛道眞

實經』五百部受刑者に看讀せしむる趣旨を以て本會へ寄贈ありたるに依り本會は附近五監獄に百部宛を送付せり

○輔成會々報

○其後の加盟保護會及支部増設

府縣名	稱	所在地	保護方法	範圍
府縣	神戶市神戶監獄聯合保護會	神戶市神戶監獄	統	一 機關
兵庫	同	同	同	同
埼玉	埼玉自衛會	入間郡山口村金	同	同
埼玉	第四十支部	入間郡山口村金	同	同
埼玉	第四十一支部	入間郡柳瀬村東	同	同
埼玉	第四十二支部	北埼玉郡大越村	同	同
埼玉	第四十三支部	北足立郡田間宮	同	同
埼玉	第四十四支部	村放光寺内	同	同
埼玉	第四十五支部	大里郡間部村岡	同	同
埼玉	第四十六支部	大里郡武川村正	同	同
埼玉	第四十七支部	大里郡藤田村寶	同	同
埼玉	第四十八支部	大里郡金屋村圓	同	同
埼玉	第四十九支部	大里郡平井村本	同	同
埼玉	第五十支部	大里郡西南部同上	同	同

監獄協會

監獄協會主事 正五位北島良吉君著

(製本出來)

法窓隨筆

四六判二百二十頁
定價金 五拾錢
郵送料金 六錢
監獄協會員ニ限り郵送料不要

君は司法官中夙に輕妙文學を以て鳴る頃日閑地に就き曩に法曹記事其他に掲げて好評を博したる隨筆數種を増訂して之れを公にせるもの則ち本書なり其内容に就ては序文に於て某客能く之れを説明す曰く『一年有半と題して司法官試補の修習を語り三年不鳴と題して陪席判事苦心談を述ふ共に官海游泳術の難易當世役人氣質の長短を論し往々民刑裁判の善惡を説く其他常食養成誌の如き淺學下聞集の如き何れも今人修養の資料にして輕妙洒脫の文圓轉諸謙の語頗る多し云々』眞に法曹界唯一の隨筆讀書界稀に見る輕妙文籍なり敢て江湖に推獎す

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
電話番町二番振替東京七九八三番

東京書院

申込所

麹町區西日比谷町一
電話新橋一三六八番振替東京二五〇五九番

監獄協會

勝友叢書
第二編

迷の跡

全一冊 菊版二百二十二頁
實費郵送料共金 參拾錢

本書は在監人看讀用として出版せる勝友叢書第二編にして歐洲諸國に於て刊行せらるゝ囚人の告白又は懺悔録に倣ひ我國在監中四十餘名の實歷に基き犯罪の徑路を叙し併せて處世の教訓を揭示したるものなれば一般世人にも有益なる冊子なり

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版 二百九十八頁
挿圖 百九十五個
實費郵稅共 金三拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正五年九月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人
東京市麻布區筈町二十六番地
北島良吉
印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富
印刷所
東京市麹町區下六番町十七番地
同勞舍
發行所
東京市麹町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會
東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所
東京書院